

はつらつ長瀬プラン

第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画

第2期長瀬町人口ビジョン

第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略

<令和4年度～令和8年度>



ごあいさつ



長瀬町では、平成29年3月に第5次長瀬町総合振興計画を策定し、持続可能なまちづくりを実現するために、“いつまでも暮らしたいまち”、“いつまでも活力のあるまち”、“いつまでも輝き続けるまち”を基本理念とし、総合的な施策を推進してきました。

この間、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しており、人口減少や少子高齢化が大きな課題となっている中、令和元年東日本台風による風水害の発生、さらに新型コロナウイルス感染症の脅威に見舞われる事態となりました。特に新型コロナウイルス感染症拡大による影響は大きく、新しい生活様式への適応や度重なる経済活動の制限などにより、社会の大きな転換期となっています。テレワークをはじめとして働き方も変化しており、今後は地方に移住し、地方を拠点として活動していく動きが加速していくと考えられます。

このような社会情勢等の変化に対応するため、令和8年度までの5年間を計画期間とする第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画を第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として策定いたしました。

今後計画に基づき、町民や事業者等と連携を図りながら、“人も社会も自然もすべてが健康で、はつらつとしている長瀬をつくろう”という「はつらつ長瀬」を実現することができるよう、各施策を積極的に展開してまいります。

おわりに、計画の策定にあたりアンケートやヒアリングで貴重なご意見をお寄せいただいた皆様、また、計画策定にご協力とご支援をいただいた関係各位に、厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

長瀬町長 大澤 タキ江

目次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって.....	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と期間.....	2
第3節 計画策定体制	3
第2章 長瀬町の地域特性	4
第1節 人口・世帯の状況	4
第2節 第2期人口ビジョン.....	8
第3節 財政状況の推移	10
第4節 住民意識の状況	11
第3章 まちづくりの到達点と課題.....	17
第1節 前期基本計画の施策の実施状況	17
第2節 第1期総合戦略の施策の実施状況	19
第3節 今後のまちづくりの課題	26

第2編 第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画

大綱1 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち	32
1-1 親子が明るく暮らせるまちづくり.....	32
1-2 高齢者が元気に暮らせるまちづくり.....	35
1-3 障がい者が自分らしく暮らせるまちづくり.....	37
1-4 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり.....	39
1-5 誰もが健康で暮らせるまちづくり.....	42
大綱2 活力を生み出すまち	45
2-1 地域の魅力を活かした観光地づくり.....	45
2-2 いのちを守り育む食と農の創造	48
2-3 地域に活力をもたらす商工業の推進	50
大綱3 安心して快適に生活できるまち.....	52
3-1 地域でともに助け合う安全なまちづくり	52
3-2 自然と調和した便利で快適なまちづくり.....	55
3-3 安全で安心な生活基盤を備えたまちづくり.....	58
3-4 自然に優しい環境づくり.....	62

大綱4 一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち	64
4-1 次代を担う子どもを育むまちづくり	64
4-2 身近な交流と生きがいがあるまちづくり	68
4-3 人権を尊重し合うまちづくり	71
大綱5 町民と行政との協働によってつくるまち	74
5-1 町民視点に立ったまちづくり	74
5-2 健全な財政運営によるまちづくり	78

第3編 重点プロジェクト(第2期総合戦略)

第1節 基本的考え方	82
第2節 計画の推進体制	82
第3節 取組の内容	83

第4編 資料編

1 諮問	96
2 答申	97
3 長瀬町総合振興計画審議会条例	98
4 長瀬町総合振興計画策定委員会等の設置に関する要綱	101
5 計画策定経過	104
6 第5次長瀬町総合振興計画基本構想	105
7 第5次総合振興計画前期基本計画の施策指標の達成状況	109
8 用語説明	113

第I編 総論



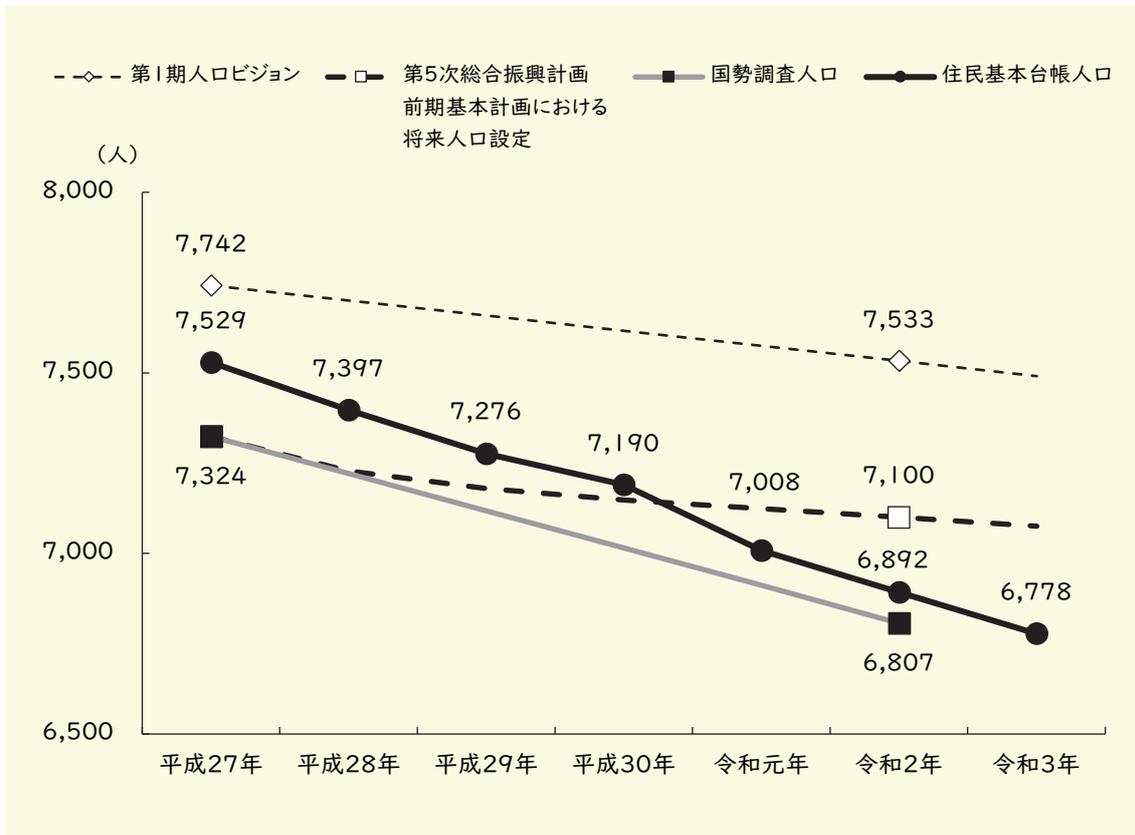
第2章 長瀬町の地域特性

第1節 人口・世帯の状況

1 総人口の推移

前期基本計画における将来人口設定では、平成27年の7,324人から令和2年の7,100人へと224人の減少を見込んでいましたが、国勢調査では517人、住民基本台帳人口では637人の減少となっており、設定よりも人口減少が進んでいます。

各種推計値と各種人口統計の推移（各年10月1日現在）

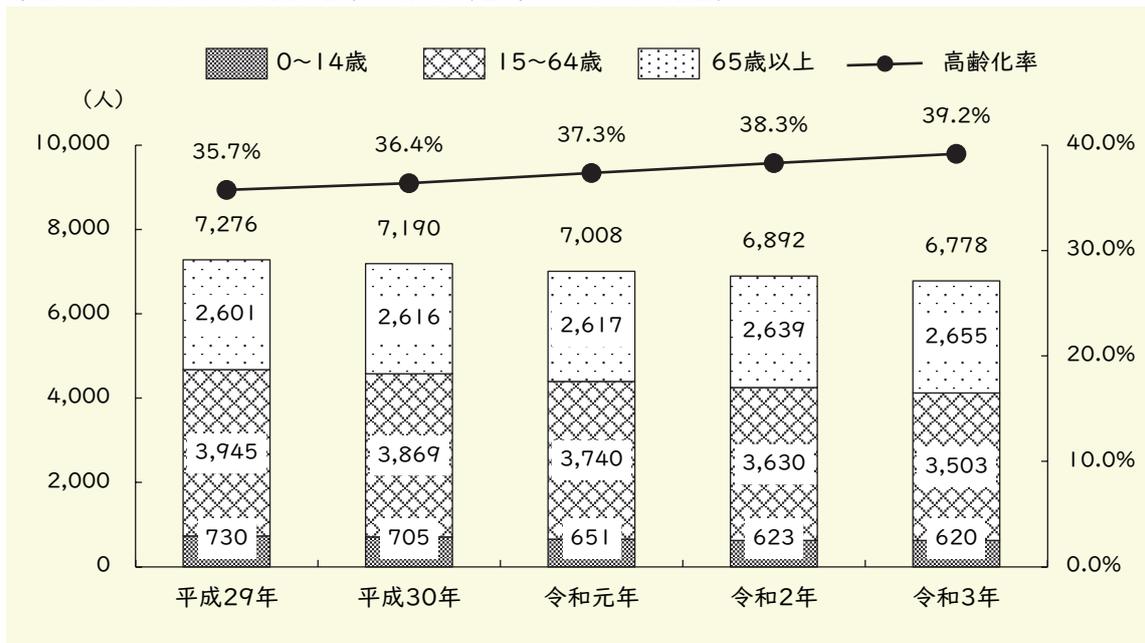


2 年齢3区分別人口、高齢化率の推移

年齢3区分別人口は、平成29年以降、0歳から14歳人口、15歳から64歳人口が減少し、65歳以上人口が増加しています。

高齢化率は、平成29年以降、上昇傾向にあり、令和3年では39.2%になっています。

年齢3区分別人口、高齢化率の推移（各年10月1日現在）

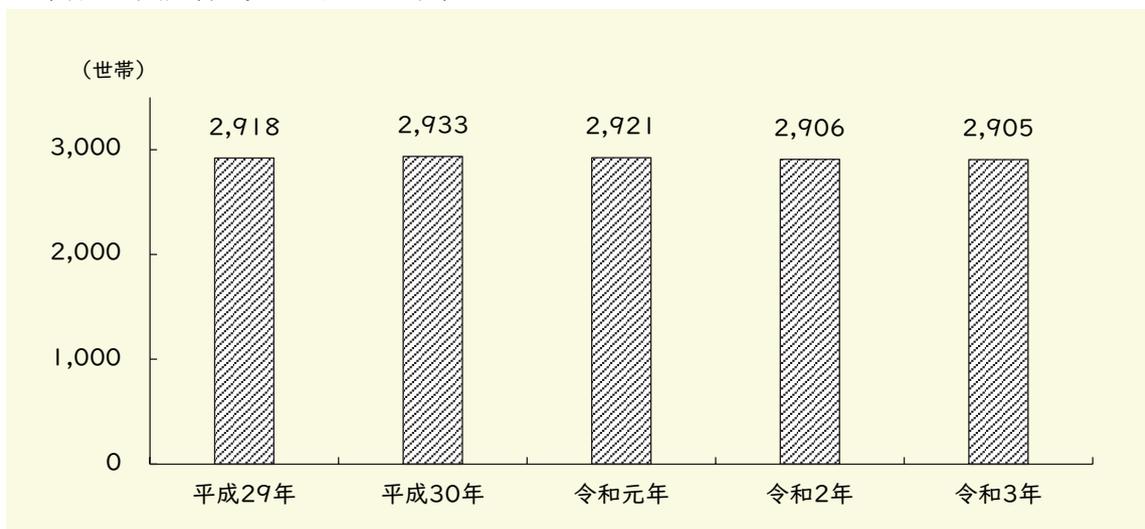


資料：住民基本台帳

3 世帯数の推移

世帯数は、平成29年以降、2,920世帯前後で推移しています。

世帯数の推移（各年10月1日現在）



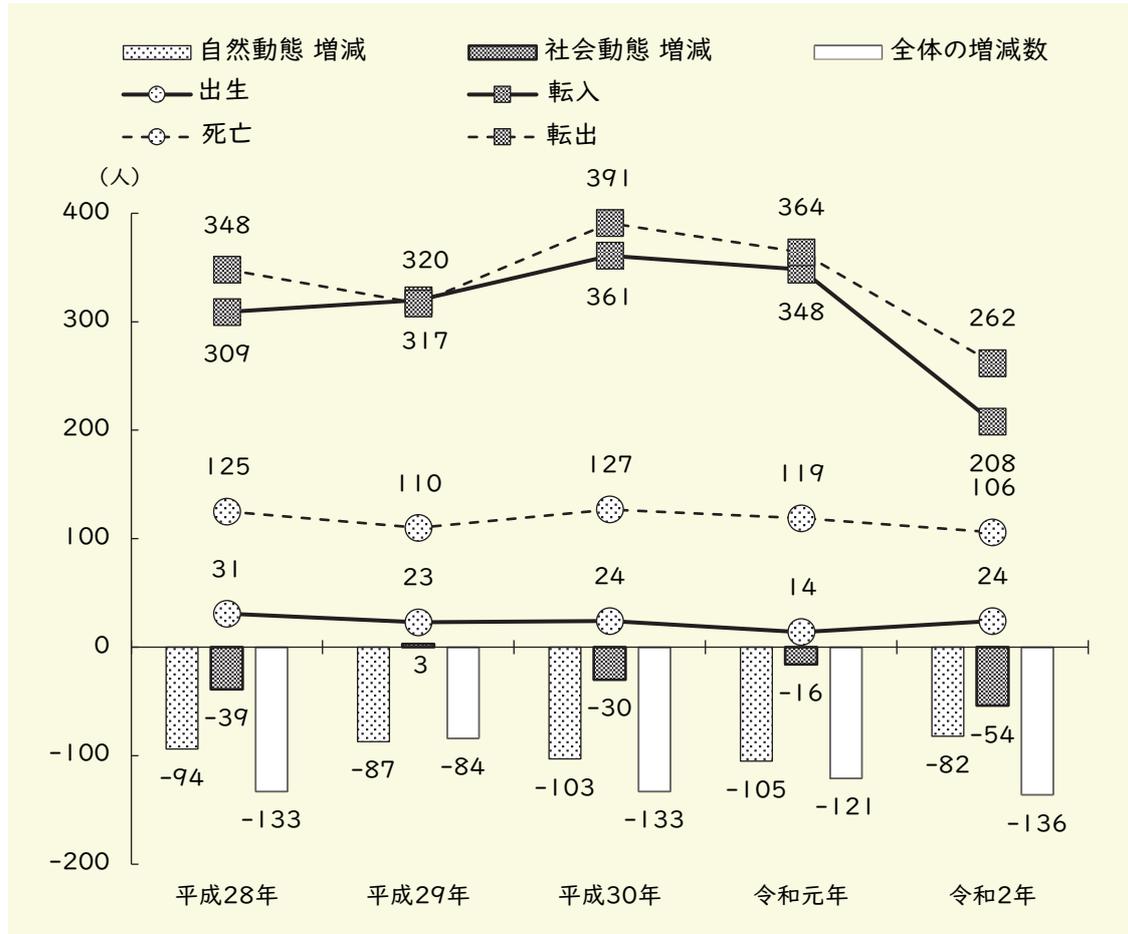
資料：住民基本台帳

4 自然動態、社会動態の推移

自然動態では、平成28年以降、死亡が出生を上回る自然減の状況であり、死亡は110人前後、出生は20人前後となっています。

社会動態では、平成29年を除き、転出が転入を上回る社会減の状況であり、令和2年では転入、転出とも大きく減少しましたが、54人の転出超過となっています。

自然動態、社会動態の推移（各年年間の値）



※自然動態は出生・死亡に伴う人口の動き
社会動態は転入・転出に伴う人口の動き

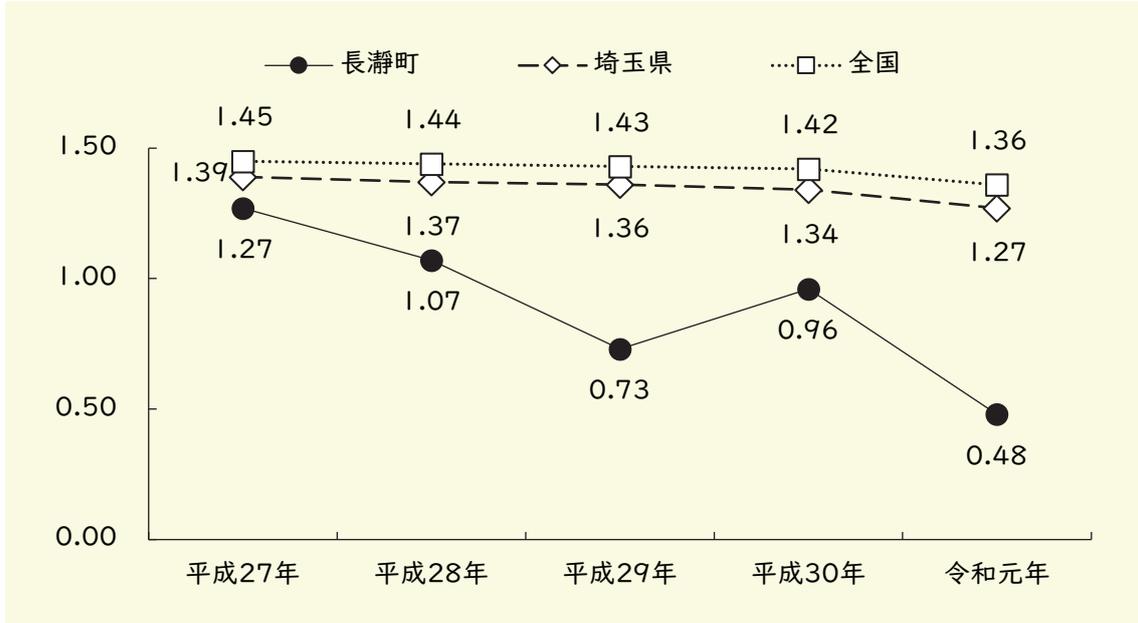
資料：総務省統計局

5 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

合計特殊出生率も平成27年以降低下傾向にあり、全国、埼玉県 averages よりも低く、令和元年では0.48、平成27年から令和元年の平均は0.902となっています。

合計特殊出生率の推移



資料:埼玉県

6 産業別就業者数

令和2年の国勢調査結果が公表されていませんが、平成27年まででは産業別就業者数は減少傾向にあり、産業別就業者割合は第1次産業、第2次産業が低下し、第3次産業が上昇しています。

7 就業地

令和2年の国勢調査結果が公表されていませんが、平成27年まででは長瀬町民の長瀬町内での就業者数は減少傾向にあり、町内就業率も低下傾向にあります。

また、長瀬町内の就業者の居住地は、秩父市、寄居町、皆野町、深谷市、熊谷市が多く、長瀬町民の町外での就業地は秩父市、皆野町、寄居町が多くなっています。

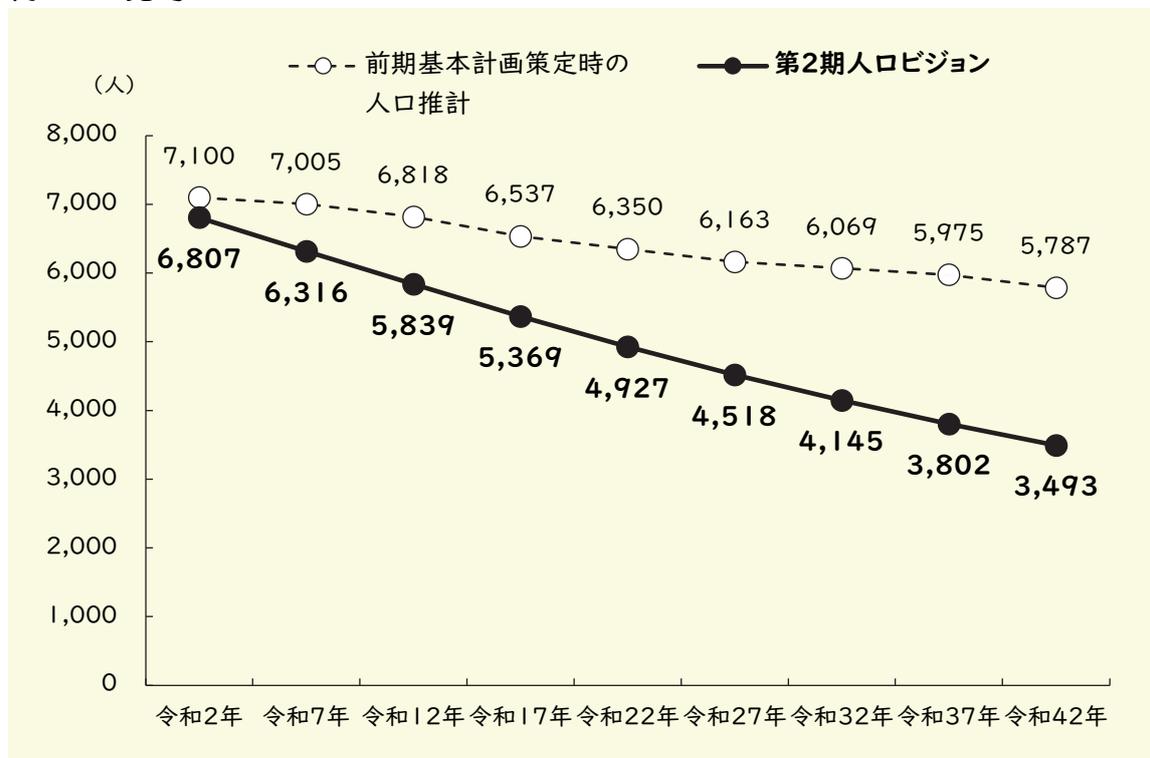
第2節 第2期人口ビジョン

1 総人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による推計資料を活用し、合計特殊出生率を近年の平均値に近い1.00とし、今後の移住・定住促進策の成果を見込み、第2期人口ビジョンとして今後の人口を推計しました。

その結果、後期基本計画期間の最終年である令和8年が6,221人、令和22年(2040年)が4,927人、令和42年(2060年)が3,493人と見込まれます。

総人口の見通し



注) 社人研の資料を活用し、独自に推計

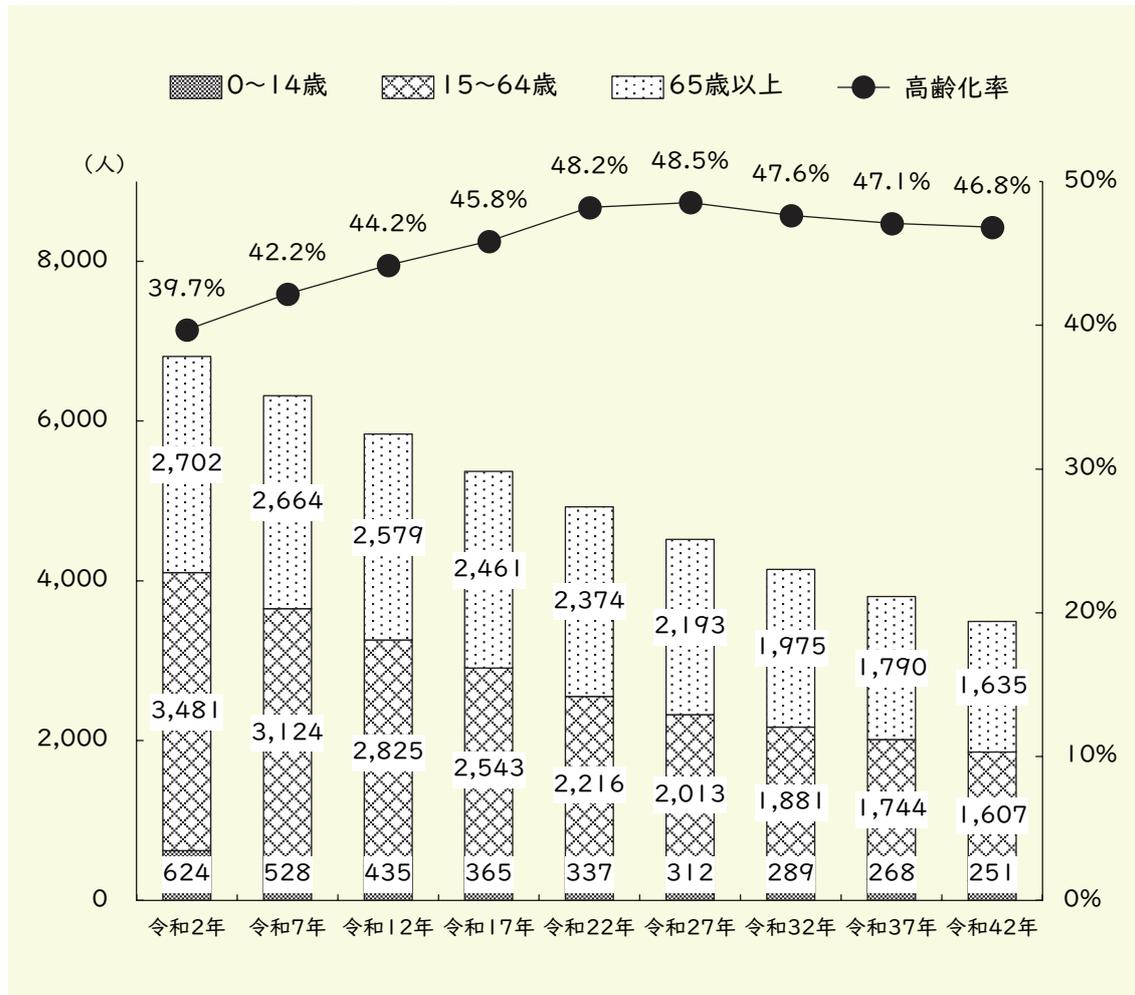
資料: 社人研

2 年齢3区分別人口、高齢化率の見通し

年齢3区分別人口は、いずれの年齢区分も減少することが見込まれます。

高齢化率は上昇傾向にあり、令和27年には48.5%となり、その後はやや低下することが見込まれます。

年齢3区分別人口、高齢化率の見通し



注) 社人研の資料を活用し、独自に推計

資料: 社人研

令和2年は国勢調査結果、年齢不詳を65歳以上に含む

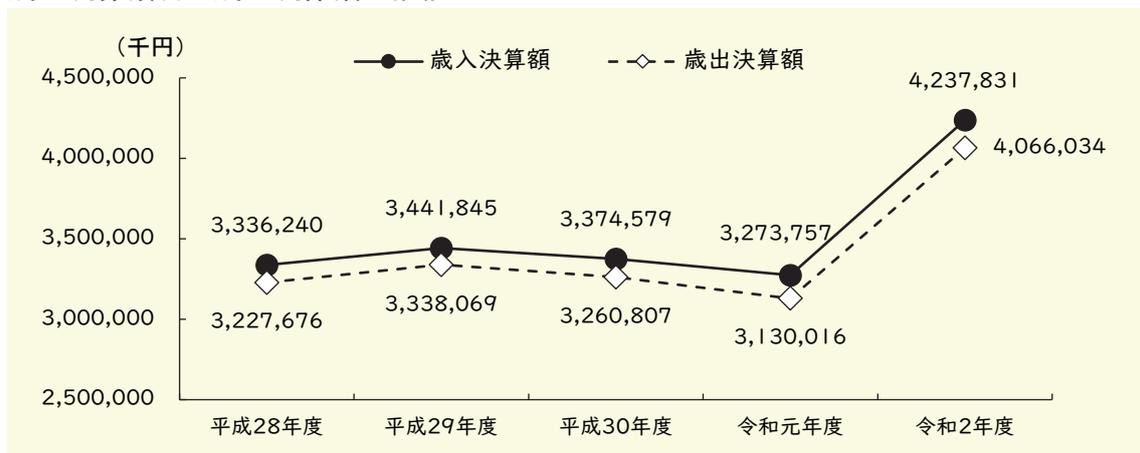
令和2年の高齢化率は年齢不詳も含めて算出した値

第3節 財政状況の推移

歳入・歳出決算額は、概ね30億円前半で推移していましたが、令和2年度では新型コロナウイルス感染症への対応等により増加し、40億円台になっています。

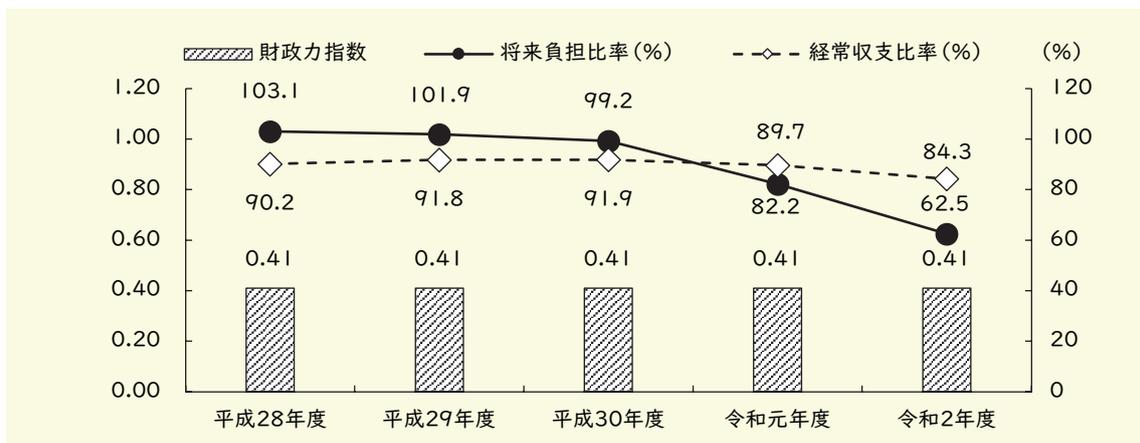
財政力指数は近年0.41で横ばいであり、経常収支比率も90%前後で横ばいとなっていますが、将来負担比率は平成28年度の103.1%から令和2年度の62.5%へ改善しています。

歳入決算額及び歳出決算額の推移



資料:長瀬町

財政力指数、将来負担比率、経常収支比率の推移



資料:埼玉県「財政状況資料集」

財政力指数: 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

将来負担比率: 地方公共団体における標準財政規模のうち、地方債現在高や退職手当の支給予定額などから充当可能基金や基準財政需要額を引いた将来負担予定額がどのくらいあるかを測る指標。数値が大きいほど良くない指標であり、国が決めた基準では、350%以上となると、法律により健全化が必要な市町村とされる。

経常収支比率: 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度定期的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度定期的に収入される一般財源、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

第4節 住民意識の状況

Ⅰ 住民意識調査の概要

①調査の目的

この調査は、後期基本計画及び第2期人口ビジョン・総合戦略の策定の資料とするため、町民の考え方や意向を把握するために実施しました。

②調査の実施概要

項目	内容
調査対象	16歳以上の町民
調査対象数	2,000人(住民基本台帳からの無作為抽出)
調査方法	郵送配付、郵送回収
調査実施期間	令和3年8月10日(火)～令和3年8月23日(月)
お礼(督促)状発送	令和3年9月13日(月)
最終回収期限	令和3年9月28日(火)
回収票数	728票
回収率	36.4%

③39歳以下、40歳以上の年齢区分による集計について

これまでのまちづくりの取組による若年層の意識の変化を把握するため、39歳以下、40歳以上の年齢区分により集計を行い、平成27年度に実施した調査結果と比較しました。

なお、グラフの構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、構成比の合計は100.0%を上下する場合があります。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

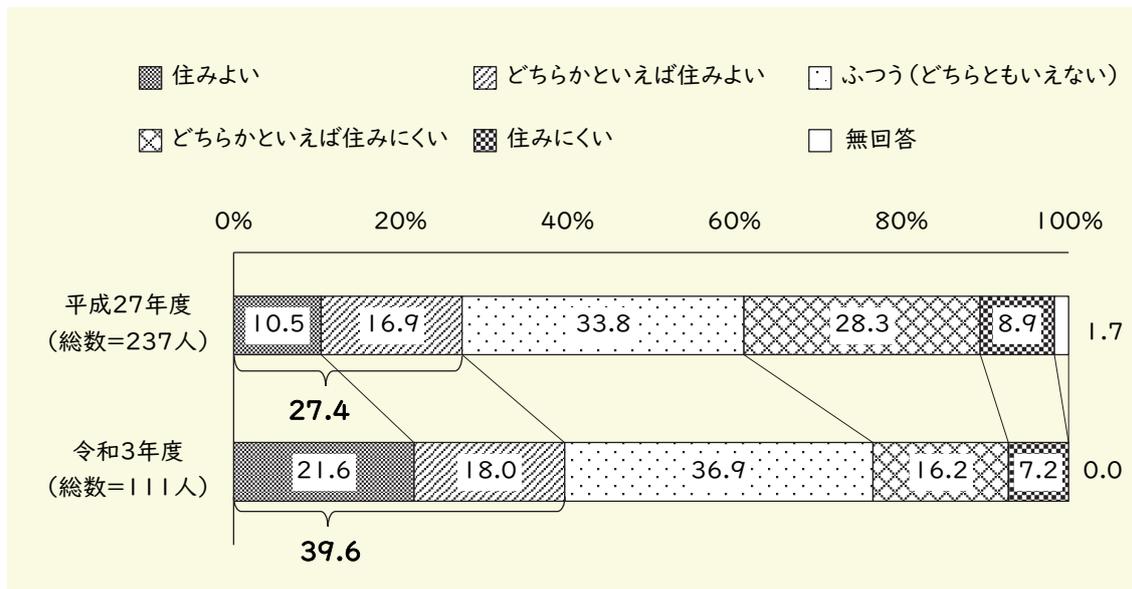
2 住民意識の動向

① 住みよさ意識の変化

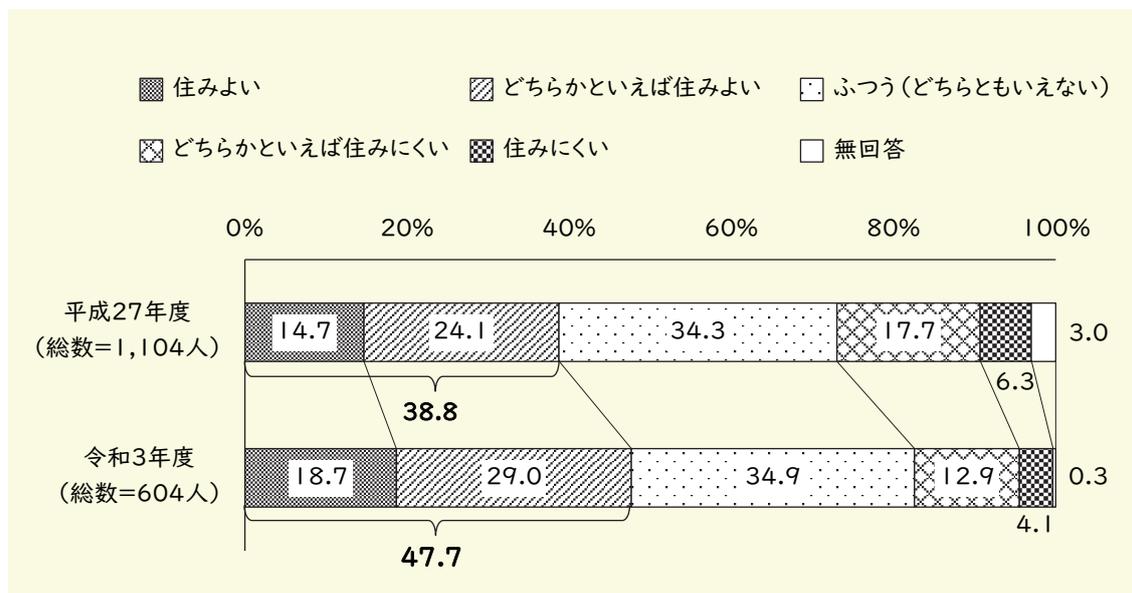
長瀬町の住みよさについて、「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた『住みよい意識』は、39歳以下、40歳以上ともに、平成27年度を上回り高くなっています。

39歳以下では平成27年度の27.4%から令和3年度の39.6%へと12.2ポイント高くなり、40歳以上では平成27年度の38.8%から令和3年度の47.7%へと8.9ポイント高くなっています。

【39歳以下】



【40歳以上】



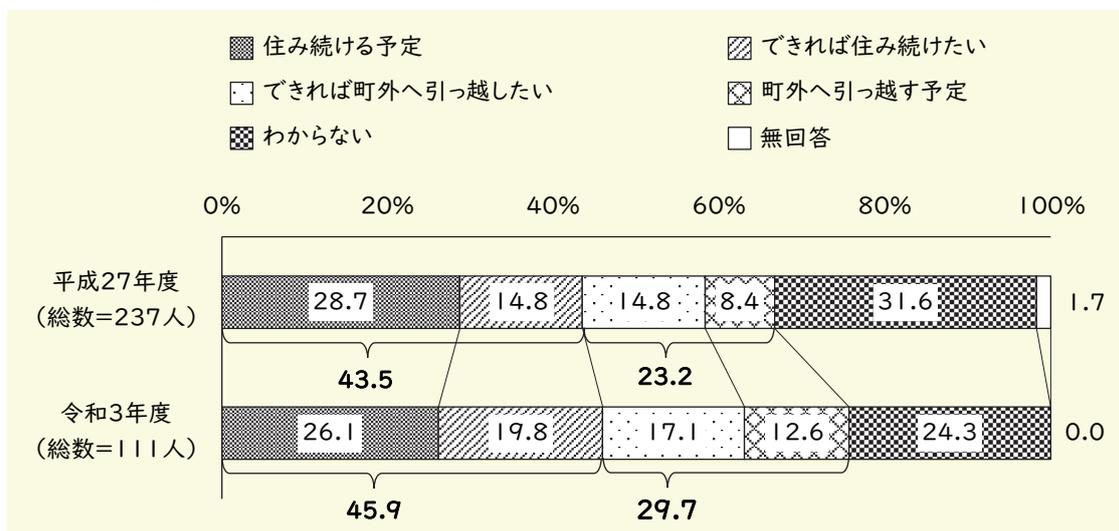
②定住意識の変化

長瀬町への定住について、「住み続ける予定」と「できれば住み続けたい」を合わせた『定住の意向』は、39歳以下、40歳以上ともに、平成27年度を上回り高くなっています。

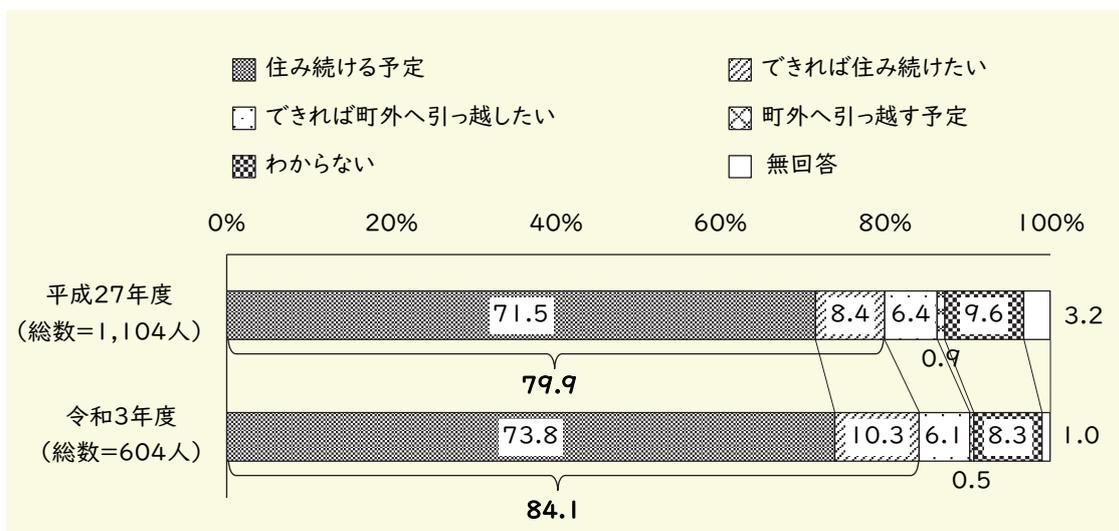
39歳以下では平成27年度の43.5%から令和3年度の45.9%へと2.4ポイント高くなり、40歳以上では平成27年度の79.9%から令和3年度の84.1%へと4.2ポイント高くなっています。

なお、39歳以下では「できれば町外へ引っ越したい」と「町外へ引っ越す予定」を合わせた『転出の意向』も、平成27年度の23.2%から令和3年度の29.7%へと6.5ポイント高くなっています。

【39歳以下】



【40歳以上】



③満足度と今後の重要度の比較

施策ごとの「これまでの取組による満足度」及び「今後の取組としての重要度」は、以下の通りです。全平均よりも満足度、重要度ともに高いのは、「①子育て支援の充実」「④防犯・交通安全の充実」「③消防・防災体制の充実」があげられています。

また、全平均よりも満足度がやや低く今後の重要度が高いのは、「⑦地域医療の推進」「②治水・治山の推進」があげられています。

このほか、今後の重要度が比較的高いのが、「②高齢者福祉の充実」「③障がい者(児)福祉の充実」「④社会保障の充実」「④教育環境の充実」「③循環型社会の創造」となっています。

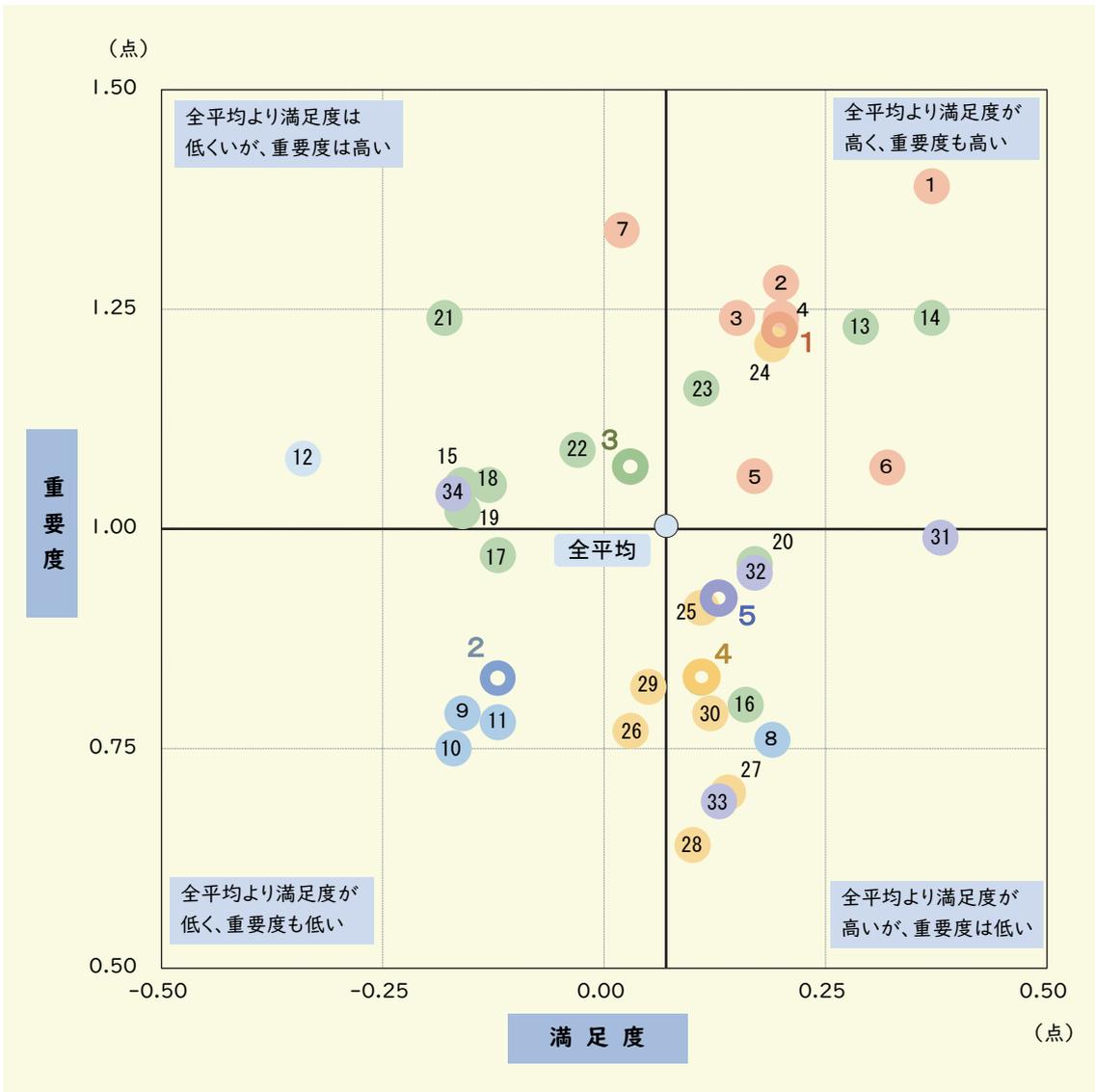
施策の満足度、重要度の比較

単位：点

施策	満足度	重要度
全平均	0.07	1.00
1 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち ①～⑦の平均値	0.20	1.23
①子育て支援の充実	0.37	1.39
②高齢者福祉の充実	0.20	1.28
③障がい者(児)福祉の充実	0.15	1.24
④社会保障の充実	0.20	1.24
⑤地域福祉の推進	0.17	1.06
⑥健康づくりの推進	0.32	1.07
⑦地域医療の推進	0.02	1.34
2 活力を生み出すまち ⑧～⑫の平均値	-0.12	0.83
⑧観光業の振興	0.19	0.76
⑨農林業の振興	-0.16	0.79
⑩農のブランド化及び6次産業の振興	-0.17	0.75
⑪商工業の振興	-0.12	0.78
⑫創業支援・雇用創出の充実	-0.34	1.08
3 安心して快適に生活できるまち ⑬～⑳の平均値	0.03	1.07
⑬消防・防災体制の充実	0.29	1.23
⑭防犯・交通安全の充実	0.37	1.24
⑮生活基盤の整備	-0.16	1.05
⑯景観の保全・緑化の推進	0.16	0.80
⑰住環境の整備	-0.12	0.97
⑱道路環境の整備	-0.13	1.05
⑲交通環境の整備	-0.16	1.02
⑳上下水道の整備	0.17	0.96
㉑治水・治山の推進	-0.18	1.24
㉒自然環境保全の推進	-0.03	1.09
㉓循環型社会の創造	0.11	1.16

施策		満足度	重要度
4 一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち	⑳～㉓の平均値	0.11	0.83
㉔教育環境の充実		0.19	1.21
㉕青少年の育成		0.11	0.91
㉖生涯学習の推進		0.03	0.77
㉗スポーツの振興		0.14	0.70
㉘文化・芸術の振興		0.10	0.64
㉙女性活躍・男女共同参画の推進		0.05	0.82
㉚人権意識の向上		0.12	0.79
5 町民と行政との協働によってつくるまち	㉛～㉞の平均値	0.13	0.92
㉛広報・広聴活動の推進		0.38	0.99
㉜行政運営の強化		0.17	0.95
㉝地域活動の推進		0.13	0.69
㉞財政基盤の強化		-0.17	1.04

施策の満足度、重要度の比較



総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

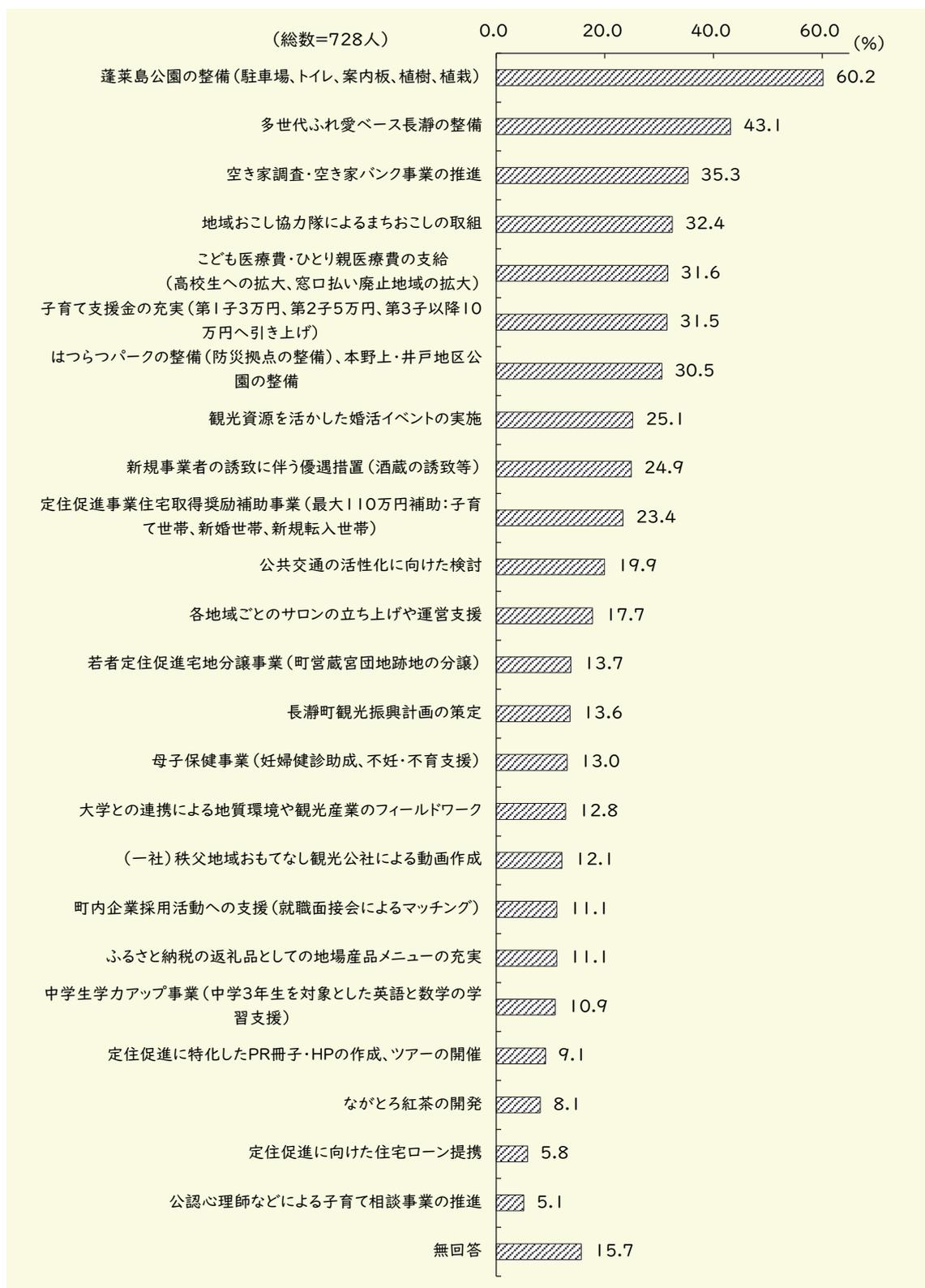
重点プロジェクト

資料編

④総合戦略による取組の認知度

総合戦略の取組の中で住民の認知度が高いのは、「蓬莱島公園の整備」が60.2%、「多世代ふれ愛ベース長瀬」が43.1%、「空き家調査・空き家バンク事業の推進」が35.3%となっています。

総合戦略による取組の認知度（複数回答）



第3章 まちづくりの到達点と課題

第1節 前期基本計画の施策の実施状況

1 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち

子育ての支援の拠点として多世代ふれ愛ベース長瀬の整備、高齢者の地域における活動を支援する生活支援コーディネーターの配置、障がい者等の専門的な相談に対応する基幹相談支援センターの広域による設置を行いました。

健康づくりでは人間ドックの補助やがん検診、特定健診・特定保健指導の勧奨、糖尿病重症化対策、高血圧対策など生活習慣病対策に取り組んでいます。

地域医療では定住自立圏による医師や医療スタッフの確保、救急医療体制の維持、産科医療機関への助成、秩父広域市町村圏組合により救急医療体制を確保しています。

2 活力を生み出すまち

観光では情報提供やプロモーション活動、観光トイレ、案内板などを整備してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により観光入込客数は減少しています。

農業では新規就農事業者が1事業者あり、林業では森林経営管理制度、里山平地林整備事業などによる育成・管理、ボランティアによる竹林の伐採や景観活用などを行っています。

農のブランド化及び6次産業化では、「ながとろ紅茶」を開発し、ふるさと納税の返礼品などとして活用しています。

商工業では長瀬町商工会と連携し、経営革新計画等により中小企業を支援しています。

創業支援・雇用創出では就職面接会を開催したほか、新規企業を対象とした条例により、令和元年度1事業者が起業し、1事業者が規模を拡張しています。

3 安心して快適に生活できるまち

消防・防災体制では地域防災拠点（長瀬地区公園）の整備、ハザードマップの全戸配布を行い、防犯・交通安全では、交通安全施設の整備を進めています。

生活基盤では埼玉県立自然公園条例の見直し、矢那瀬地区の拠点整備の検討、景観の保全・緑化では、長瀬地区公園、本野上地区公園、井戸地区公園、蓬莱島公園を整備しました。

住環境では町内への住宅取得を促すため定住促進事業住宅取得奨励補助等を行うとともに、老朽化した町営住宅の廃止、塚越団地の入居環境の改善を進めています。空家対策では空家対策協議会を開催し、空き家実態調査、空き家バンク制度の周知、特定空家対策を行っています。

道路環境では町道幹線1号線（南桜通り）の整備、公共交通では秩父鉄道のICカード化、

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

ものつくり大学との連携によるコミュニティバス・デマンド乗り合いタクシー等による実証実験、福祉有償運送や長瀬町商工会の「元気と安心お助け隊」などの支援を行いました。

上水道は秩父広域市町村圏組合で広域化し料金を統一、下水道は皆野・長瀬下水道組合で運営し、公共下水道整備計画区域外では市町村型浄化槽を普及させています。

治水・治山では水路等の整備、ハザードマップによる土砂災害警戒区域や特別警戒区域などを周知しています。

自然環境の保全是、ちちぶ定住自立圏における「ちちぶ環境基本計画」により取り組んでおり、ごみ処理は秩父広域市町村圏組合により行い、町では有価物回収団体への補助などを行っています。

4 一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち

教育環境では少子化により小・中学校のあり方について検討を進めているほか、中学生学カアップ教室の実施、小中学校入学祝金、中学生・高校生通学費補助金の支給や給食費の一部補助などを行っています。

青少年の育成では、中学生を対象としたジュニアリーダーの育成を行っています。

生涯学習では町の歴史や自然、文化をテーマにした公民館講座の開催、スポーツ振興ではテニスコートや総合グラウンドの管理、各種スポーツ教室の開催、文化・芸術の振興では郷土資料館での企画展の開催、国指定重要文化財の旧新井家住宅の屋根の葺き替え等を行っています。

女性活躍・男女共同参画の推進では、町民意識の醸成や女性の社会参加の促進、DV被害者の支援体制を整備しているほか、令和元年度に本町で「全国女性町長サミット」を開催しました。

人権意識の向上では、学校での人権教育、地域や企業等での啓発活動、「部落差別解消法」の普及啓発、人権相談などを進めています。

5 町民と行政との協働によってつくるまち

広報活動では見やすく親しみの持てる広報紙づくり、SNSなどの活用、地域おこし協力隊等による「タウンプロモーション」、広聴活動では住民意識調査を行っています。

行政運営では庁内情報システムの強化、「みらい創りプロジェクトチーム」の設置、広域的なまちづくりではちちぶ定住自立圏、秩父広域市町村圏組合事業(消防、ごみ、火葬、水道など)により取り組み、地域活動では地域の集会所などの修繕や設備の更新を進めています。

財政基盤の強化では「長瀬町公共施設等総合管理計画」「長瀬町公共施設長寿命化計画」による個別施設の計画的な維持管理、ふるさと納税、コンビニ収納、観光トイレや施設等での環境整備協力金などを進めています。

第2節 第1期総合戦略の施策の実施状況

基本方針1 観光産業を軸とした地域の雇用の創出

【数値目標】

観光入込客数は平成29年に年間300万人を超えたものの、その後は微減傾向で目標値には達していません。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で200万人を下回りました。

数値目標

施 標 名	単 位	当初値 (平成25年)	実績値 (令和2年)	目標値 (令和3年)
観光入込客数	人	2,376,297	1,865,280	3,000,000

1-1 観光資源の魅力向上

①周遊コンテンツの充実

新たな観光ルートの開発には至りませんでした。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
新たに開発した観光ルート数(累計)	件	—	—	1

②農業振興及び6次産業、地域ブランドの創出

新規就農事業者は1件で目標に達しなかったため、さらなる支援に努める必要があります。

「長瀬ブランド」開発商品数は1件(ながとろ紅茶)でふるさと納税返礼品として活用しています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
新規就農事業者数(累計)	事業者	—	1	2
「長瀬ブランド」開発商品数(累計)	件	—	1	2

総
論

大
綱
1

大
綱
2

大
綱
3

大
綱
4

大
綱
5

重
点
プ
ロ
ジ
エ
ク
ト

資
料
編

③新たな観光資源の開発

民間温泉施設等へのヒアリング調査を実施しましたが、現状では困難な状況にあります。

蓬萊島公園に、サクラやヤマツツジの植栽を行いました。

観光入込客数は平成29年に年間300万人を超えたものの、その後は微減傾向で目標値には達していません。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で200万人を下回りました。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成25年)	実績値 (令和2年)	目標値 (令和3年)
観光入込客数(再掲)	人	2,376,297	1,865,280	3,000,000

1-2 観光振興のための基盤づくり

①基盤整備

学校遠足の誘致など観光商品の開発、フリーWi-Fi区域の拡充などを検討していますが、マーケティングに基づいた着地型の旅行商品の開発には至りませんでした。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
マーケティングに基づいた着地型の旅行商品の開発	件	—	—	1

②PR及び推進体制の整備

「宝」にちなんだコンテンツ開発、長瀬町公式マスコットキャラクターの開発には至りませんでした。皆野町・神川町・鬼石地区などの「北武蔵地区」や「小江戸川越」、「花園アウトレットモール」、秩父地域おもてなし観光公社や花園IC連携協議会などとの連携による広域観光を進めています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
「宝」にちなんだコンテンツの開発数	件	—	—	1

1-3 雇用の場の確保

(仮称)女性の人材登録センターの設置には至りませんでした。

企業誘致条例による優遇措置を利用した新規事業者は2事業者あったほか、長瀬就職面接会や長瀬・皆野就職相談会を実施しました。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
(仮称)女性人材登録センター登録者数(累計)	人	—	—	10
優遇措置を利用した新規事業者数(累計)	件	—	2	3

基本方針2 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化

【数値目標】

社会動態は増減がありますが、目標に近付いています。

数値目標

施 標 名	単 位	当初値 (平成24年)	実績値 (令和元年)	目標値 (令和3年)
社会動態	人	-99	-14	-10

※社会動態は転入・転出に伴う人口の動き

2-1 人の流れを生み出すための仕組みづくり

平成29年から「幸せリーグ(住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合)」に参加しましたが、有効性が少ないことから令和元年度に脱退しました。

地域公共交通のあり方に関して、ものづくり大学と連携し調査やワークショップ、実証実験、「長瀬町地域公共交通計画」の策定などを行いました。

現在3名の地域おこし協力隊員が、地元食材を生かしたお土産品の開発、インバウンド観光、町の魅力発信事業、県外への観光PRなどの分野で活躍しています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
交流都市提携数	自治体	—	—	1

2-2 UJIターンの推進

①宅地整備・移住促進に向けたPR

空き家を活用するため、空家対策協議会を開催し、空き家の実態を再調査、空き家バンクを周知するとともに、空き家バンク登録者に20万円の補助を行う「空家流通促進補助金」制度を設けました。

また、若者定住促進宅地分譲事業として町営蔵宮団地の土地を分譲するとともに、移住プロモーションを実施し、PR冊子を毎年度改訂しています。

これらの事業展開による移住世帯数は、令和2年度までの累計で44件と目標を上回っています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
事業展開による移住世帯数(累計)	件	—	44	35

②経済的支援の充実

定住促進事業住宅取得奨励補助金の利用実績では、平成28年度から令和2年度までの間に81件、子ども34人を含む133人の転入となっています。

住宅リフォーム等資金助成事業は毎年5件以上の利用実績があり、長瀬町の定住促進に向けた住宅ローン提携金融機関は2件となっています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和3年度)
住宅ローン提携数(累計)	件	—	2	3

基本方針3 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援

【数値目標】

合計特殊出生率は低下傾向にあります。

数値目標

施 標 名	単 位	当初値 (平成25年)	実績値 (令和元年)	目標値 (令和3年)
合計特殊出生率	人	1.02	0.48	1.08

3-1 結婚に向けた支援

平成30年度からは、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の結婚支援センター「SAITAMA出会いサポートセンター」の会員として、結婚へのサポートを行っています。

婚活イベントは、長瀬町社会福祉協議会が実施しています。

長瀬町の特色を活かした婚活コンテンツ数は、平成29年度で4件と目標を達成している年度もありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により0件となっています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
長瀬町の特色を活かした婚活コンテンツ数	件	4	—	4

3-2 妊娠・出産・子育てに関する支援

母子保健事業では、母乳ケア補助金や産後健診補助金をはじめ、不妊・不育に係る治療費や検査費の助成など事業の充実に努めています。

子育て支援金は、平成30年度から第1子30,000円、第2子50,000円、第3子100,000円に支援金を充実にしました。子育て応援事業として絵本・おむつ用のゴミ袋の支給、子育て支援事業(乳幼児訪問含む)を行っています。

子育て相談事業として、臨床心理士による相談を月2回程度実施しているほか、保健師や子育て支援員、子育てコンシェルジュによる相談を実施しており、相談件数は増加傾向にあります。

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費の支給事業は、平成28年度から対象を高校生まで拡大し、令和4年度からは18歳未満の対象者は県内全域現物支給となるなど制度の充実が見込まれます。

平成29年度に「多世代ふれ愛ベース長瀬」が完成し、子育て支援の拠点として活用しており、平成30年度では7,982人の利用がありましたが、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は目標には達していません。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
多世代ふれ愛ベース長瀬利用者数	人	—	4,206	8,500

3-3 教育・進学に関する支援

平成30年度から英語と数学の基礎的な学習を支援するため、中学3年生を対象とした長瀬町学力アップ事業を実施しています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
長瀬町学力アップ教室生徒数	人	—	10	25

基本方針4 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造

【数値目標】

令和3年度の住民意識調査による16歳から39歳の長瀬町への定住意向は、目標値を下回っていますが平成27年度よりも上昇しています。

数値目標

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和3年度)
住民意識調査における今後の居住意向(若年層:16~39歳)	%	43.5	45.9	50.0

4-1 災害に強いまちづくり

地域の防災拠点として、平成30年度に長瀬地区公園と一体として1か所の整備が完了しました。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
地域の防災拠点の整備(累計)	か所	—	1	2

4-2 インフラ・生活環境の整備

町道幹線1号線の整備、住民要望に基づいた道路の舗装、交通安全施設を整備するとともに、道路や橋梁の長寿命化に取り組んでいますが、町道舗装率は上昇しているものの目標に達していません。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成26年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
町道舗装率	%	40.3	41.3	42.0

4-3 地域コミュニティの活性化

特定健診、特定保健指導などの勧奨、糖尿病重症化予防に取り組んでいますが、特定健診受診率は目標に達していません。また、生活支援体制整備事業などにより地域ぐるみの支援体制づくりや介護予防事業の充実に努めています。

長瀬地区公園や本野上地区公園、井戸地区公園などを整備するとともに、地域の交流場所・機会づくりとして、生活支援コーディネーターと連携した地域のふれあいサロン活動の推進、矢那瀬地区の拠点づくりの検討を行っています。

公共交通の活性化に向け、令和2年度に「長瀬町地域公共交通計画」を策定し、町民ニーズに沿った公共交通のあり方を示しました。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成25年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
特定健診受診率	%	32.6	35.0	40.0

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
矢那瀬地区の拠点整備	—	—	未実施	拠点整備及び運営組織の確立

4-4 郷土愛の醸成

ふるさと納税返礼品の充実や積極的なPR、ポータルサイトへの登録などを行っており、ふるさと納税寄附件数は、目標を上回る成果となっています。

重要業績評価指標 (KPI)

施 標 名	単 位	当初値 (平成26年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
ふるさと納税寄附件数	件	15	412	250

第3節 今後のまちづくりの課題

SDGs(持続的な開発目標)の考え方は、長瀬町のまちづくりの理念や目標と共通することが多いことから、今後のまちづくりの課題への対応にあたっては、各施策においてSDGsとの関連性に配慮し、住民と行政、地域社会が一丸となって「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を実現する社会づくりを目指す必要があります。

1 少子化への対応

少子化による児童生徒数の減少により、地域における子育て環境も変化しており、住民意識調査においても教育・保育事業の充実などによる子育て支援や学校教育の取組の重要度が高まっています。

妊娠期からの切れ目のない支援をするため、保健事業の充実、多世代ふれ愛ベース長瀬の活用、利用ニーズに応じた教育・保育事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施体制を確保するとともに、結婚への支援や学校の適正配置について検討を進める必要があります。

2 高齢化への対応

高齢化の進行に伴い、日常生活に支援を要する方の増加が見込まれます。

地域における介護予防、健康づくり、生きがいづくり、日常生活の支援体制を充実するため、生活支援コーディネーターによる地域福祉活動の強化、元気モリモリ体操等の普及による健康寿命の延伸、買い物や通院等の日常生活を支援する体制を強化する必要があります。

また、介護が必要になっても在宅での生活を支援するため、介護保険サービスの実施体制の確保に努める必要があります。

3 防災対策の強化

近年、地震や水害、雪害など大規模な災害が発生しており、住民意識調査においても消防・防災への取組の重要度が高まっていることから、「長瀬町国土強靱化地域計画」に基づく取組や身近な生活道路の安全性の向上、避難所の防災機能や避難支援体制の強化、地域住民と連携した防災訓練の充実が必要になっています。

また、公的な備蓄体制には限界があるため、各家庭における大規模災害時等を想定した備蓄について啓発していく必要があります。

4 戦略的なまちづくり

人口が減少傾向にあるため、住宅取得や子育てへの支援、空き家等の活用など定住人口の増加対策を強化するとともに、民間活力を活用したブランディングや農林業、観光業と連携した関係人口の増加対策に取り組む必要があります。

5 DX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応

国では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指しています。

長瀬町においても、デジタル技術やAI(人工知能)、データを活用し、住民の利便性の向上や業務の効率化を図るため、情報システムの標準化・共通化への対応、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化への対応、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底に取り組む必要があります。

6 新たな感染症等への対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光イベントやお祭りが休止となり、観光客数は大幅に減少し観光業や飲食店は大きな打撃を受けました。

また、地域における地域福祉活動、介護予防活動、健康づくり活動、地域行事や伝統行事も縮小や休止となりました。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、復興支援に取り組むとともに、新たな感染症等が発生した際の影響の抑制に取り組む必要があります。

持続可能な開発目標 (SDGs) とは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

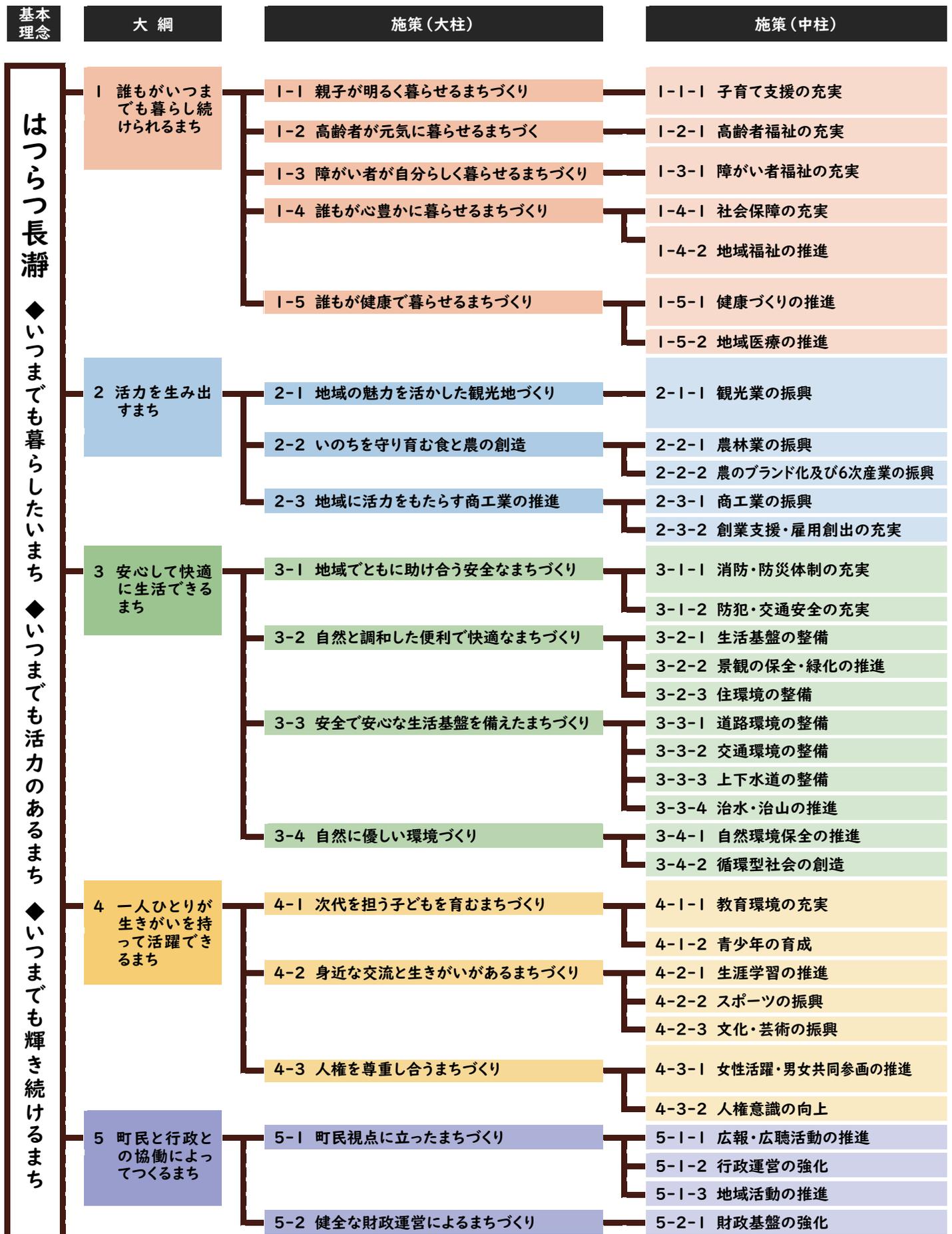
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2編
第5次長瀨町総合振興計画
後期基本計画



施策体系



施策の展開

- ①教育・保育事業の推進 ②地域子ども・子育て支援事業の推進 ③子ども育ちの支援
- ④家庭における子育て支援 ⑤子どもや家庭を支える地域(教育)力の向上
- ①在宅福祉サービスの推進 ②生きがい活動の支援 ③地域福祉団体等との連携
- ①健康で生き生きとした暮らしの推進 ②自立した生活を支援するサービスの充実
- ③生きがいを持った暮らしの推進
- ①介護保険制度の健全な運営 ②医療保険制度の運営 ③国民年金制度の啓発
- ①住民・団体・行政の協働 ②安心した暮らしへの実現への取組
- ③福祉サービス利用への支援 ④権利擁護の推進
- ①より良い食習慣(「たべる」)への支援 ②健康を「まもる」支援
- ③身体活動量を増やす(「うごく」)支援 ④こころの健康(「やすむ」)への支援
- ①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の充実
- ①季節や自然、歴史・文化を感じる滞在交流型ツーリズムの創出
- ②情報発信やインバウンド観光を見据えた担い手の発掘・育成
- ③長瀬ならではの食・特産品の開発 ④国内外に向けたプロモーション ⑤観光基盤の整備
- ①農業基盤の強化 ②林業生産基盤の強化
- ①特産品などの高付加価値化の推進 ②新たな特産品の栽培促進
- ①商工業環境の整備促進 ②経営の安定化の促進
- ①企業の誘致活動の推進 ②雇用機会の確保と雇用の促進
- ①危機対応力の向上 ②地域防災力の向上 ③避難行動への支援
- ④情報伝達体制の強化 ⑤消防体制の充実
- ①防犯対策の推進 ②交通安全対策の推進
- ①計画的な土地利用の推進 ②地域拠点の創出
- ①景観形成のための規制、指導 ②公園の維持管理
- ①定住の促進 ②空き家の適正指導・活用 ③公的住宅の供給
- ①幹線道路等の整備 ②生活道路の整備 ③人にやさしい道路環境の整備
- ①鉄道の利便性の向上 ②鉄道施設の整備促進 ③移動支援環境の充実
- ①水道事業の推進 ②下水道事業の推進 ③浄化槽の普及促進
- ①浸水対策の強化 ②治山対策の強化
- ①脱炭素化に向けた地域づくり ②公害の防止対策等
- ①ごみ処理体制の充実 ②ごみの減量化の推進
- ①就学前教育の充実 ②確かな学力と自立する力の育成 ③豊かな心と健やかな体の育成
- ④質の高い学校教育を支える環境の充実 ⑤家庭・地域の教育力の向上 ⑥就学への支援
- ①青少年育成団体活動の促進 ②青少年育成に係る人材の育成・確保 ③家庭教育の充実
- ①生涯学習拠点の機能強化 ②生涯学習活動への支援
- ①スポーツ施設の充実 ②スポーツ活動の促進
- ①地域の歴史や文化の保存・継承 ②文化・芸術活動の促進
- ①男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 ②男女共同参画を進める地域づくり
- ③安心・安全に暮らせる男女共同参画まちづくり
- ①人権啓発活動の推進 ②人権教育の推進 ③人権相談体制の充実
- ①広報活動の充実 ②情報公開・個人情報の保護の推進 ③広聴活動の充実
- ①行政運営の確立 ②窓口サービスの向上 ③情報化への対応 ④関係市町村との連携強化
- ①コミュニティ活動の促進 ②地域における活動施設の充実
- ①計画的な財政運営 ②安定した財源の確保

重点プロジェクト(第2期総合戦略)

基本方針1 観光産業を軸としての地域の雇用の創出

- ①長瀬町の魅力への理解を深める
- ②長瀬町の特産品をつくる
- ③長瀬町の魅力を多様にする事業者の誘致

基本方針2 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化

- ①移住希望者向けの支援
- ②定住への経済的支援
- ③関係人口の増加

基本方針3 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援

- ①若者の出会い支援
- ②子育てへの支援
- ③学校教育等の充実

基本方針4 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造

- ①移動等の支援
- ②防災対策の強化
- ③町民の交流活動の促進
- ④DX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応
- ⑤郷土愛の醸成

大綱Ⅰ 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち

Ⅰ-Ⅰ 親子が明るく暮らせるまちづくり

◆現状と課題◆

地域の子ども数の減少により、子どもの育ちや子育ての環境が変化していることから、支援体制の強化が求められています。

これまでも子育て支援事業を充実してきましたが、合計特殊出生率は近年1.00前後であったものの令和元年度で0.48へと大きく低下していることから、引き続き事業実施に努める必要があります。

令和元年度に「第2期長瀬町子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園や保育所サービスの充実を図るとともに、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）など地域子ども・子育て支援事業の充実を努めています。

平成29年度に整備した「多世代ふれ愛ベース長瀬」は、子育て世代包括支援センターとして町の子育て支援拠点となっているほか、今後は子ども家庭総合支援拠点としての活用を見込んでいます。

母子保健事業では、「あかちゃん訪問」や「妊産婦訪問」により対象者の全戸訪問を実施しているほか、専門職との連携による発達支援事業、妊娠から出産に関する様々な費用（産後健診、母乳ケア等）の一部助成も実施しています。

また、子育て支援金やこども医療費の支給など、経済的支援の充実を図っています。

住民意識調査結果では、近年の取組により子育て支援の満足度は高く、今後の取組の重要度としても高くなっており、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実があげられています。

今後も、妊娠期から子育て期までの切れ目なく支援をするため、母子保健事業、教育・保育事業、地域子育て支援事業を進めるとともに、経済的な支援の充実、支援拠点施設の機能強化を図る必要があります。

◆基本方針◆

子どもたちの元気な声が聞こえる地域づくりを進めるため、子どもの育ちや家庭における子育てを支援するとともに、子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上を図ります。

◆施策の展開◆

1-1-1 子育て支援の充実

①教育・保育事業の推進（健康福祉課）

保護者の利用希望に応じた保育環境や就学前教育の機会を提供するため、民間事業所と連携し、教育・保育事業（幼稚園、認定こども園、保育園）の実施体制の確保を図ります。

②地域子ども・子育て支援事業の推進（健康福祉課）

地域における子育て支援を進めるため、母子保健事業等の各種の相談・訪問事業、保育事業を進めるとともに、「多世代ふれ愛ベース長瀬」の機能を強化し子ども家庭総合支援拠点としての整備を図ります。

また、放課後児童の安全な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施体制の確保を図ります。

③子ども育ちの支援（健康福祉課、教育委員会）

子どもが健全に成長できるよう、子どもの権利の普及や確保体制、遊びや体験の機会、母子の健康づくりや食育の充実に努めます。

また、幼稚園、認定こども園、保育園から小学校へ円滑に移行できるよう、幼保小の連携を図ります。

④家庭における子育て支援（健康福祉課）

子育て中の保護者を支援するため、「多世代ふれ愛ベース長瀬」を拠点として子育てコンシェルジュによる相談・訪問事業を進めるとともに、子育て支援金等による経済的支援の充実を図ります。

⑤子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上（健康福祉課）

地域ぐるみで子育てを支援するため、子育てと仕事を両立するための就労環境の普及、地域ネットワークによる児童虐待の防止を図ります。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

◆**主な取組**◆

- 子どものための教育・保育給付事業 ○民間保育所等補助事業
- 放課後児童クラブ事業 ○子育て支援事業 ○地域子育て支援拠点事業
- 多世代ふれ愛ベース長瀬運営事業 ○子ども家庭総合支援拠点事業
- 母子保健事業 ○子育て相談事業 ○児童手当事業
- こども医療費支給事業 ○ひとり親家庭等医療費支給事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆**関連計画**◆

- 長瀬町子ども・子育て支援事業計画 ○長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画

◆**施策指標**◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
合計特殊出生率	—	0.48	1.00

◆**SDGsとの関連**◆

施 策 名	関連するゴール			
1-1-1 子育て支援の充実	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>

1-2 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

◆現状と課題◆

地域における高齢者数の増加に伴い、自立した生活を支援するための体制の強化が求められています。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援）の充実を図っています。近年では生活支援体制整備事業により生活支援コーディネーターの配置、地域協議体の開催、ふれあいいきいきサロン事業の充実、各種ボランティアの育成などを進めています。

地域ぐるみの介護予防の取組として、元気モリモリ体操やはつらつサポーター活動などが活発に行われています。

さらに、長瀬町シルバー人材センターなどが、高齢者の生きがいづくり活動への支援を行っています。

これらの福祉サービスや介護保険サービスは、令和2年度に策定した「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2次）」、「第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき計画的に推進しています。

令和2年の国勢調査による世帯数は2,599世帯で、高齢者を含む世帯は1,657世帯（63.8%）であり、このうち高齢独居世帯が394世帯（23.8%）、高齢者夫婦世帯が411世帯（24.8%）となっています。

住民意識調査結果では、近年の取組により高齢者福祉の満足度は高く、今後の取組の重要度も高くなっています。

今後は、75歳以上の後期高齢者、高齢独居世帯、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれることから、在宅生活を継続するための支援、生きがいづくり、地域による支え合いを進める必要があります。

◆基本方針◆

健康ではつらつとした長寿のまちを創造するため、福祉サービス、生きがい活動を充実するとともに、地域ぐるみによる福祉活動を促進します。

◆施策の展開◆

1-2-1 高齢者福祉の充実

①在宅福祉サービスの推進（健康福祉課）

在宅での自立した生活を支援するため、介護保険外での日常生活の支援を行うとともに、ねたきり老人手当、介護手当の支給、緊急通報システムの設置等を進めます。

長瀬町社会福祉協議会及びボランティアによる配食サービス、単身高齢者見守り活動を促進します。

②生きがい活動の支援（健康福祉課）

高齢者のいきがい活動を支援するため、「多世代ふれ愛ベース長瀬」、「高齢者障がい者いきいきセンター（いきいき館）」の充実を図るとともに、老人クラブ活動、長瀬町シルバー人材センターの活動を促進します。

また、各地区における介護予防の取組や通いの場づくりを促進します。

③地域福祉団体等との連携（健康福祉課）

地域ぐるみによる福祉活動を進めるため、長瀬町社会福祉協議会及びボランティアと連携し、「ささえ愛ながとろ」による地域の見守り活動、ボランティアセンター活動、ふれあいいきいきサロン事業を促進します。

また、長瀬町商工会と連携し、地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」による活動を促進します。

さらに、事業を円滑かつ効果的に推進するため、長瀬町社会福祉協議会や長瀬町商工会、ボランティアなどの連携強化に努めます。

◆主な取組◆

- 在宅福祉事業 ○生活支援体制整備事業 ○介護予防・通いの場整備事業
- シルバー人材センター補助事業

◆関連計画◆

- 長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ○長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
通いの場の創設	か所	12	15

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関 連 す る ゴ ー ル
1-2-1 高齢者福祉の充実	 3 すべての人に健康と福祉を

1-3 障がい者が自分らしく暮らせるまちづくり

◆現状と課題◆

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「地域共生社会」の実現が求められています。

町の障がい者施策は、障がい者に対する理解促進、相談支援の充実、長瀬町障害者優先調達方針に基づく就労支援、各種のバリアフリー化の推進などを進めるとともに、「長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター」において就労継続支援サービスを行っています。

秩父地域1市4町で地域自立支援協議会を運営しており、令和2年度に基幹相談支援センターを広域設置しました。さらに、地域生活支援拠点や子ども発達支援センターの広域設置を検討しています。

これらの施策や事業は、令和2年度に策定した「長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき計画的に推進しています。

住民意識調査結果では、近年の取組により障がい者（児）福祉の満足度は高く、今後の取組の重要度も高くなっています。

今後も、障がいの種類や程度を問わず、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。

◆基本方針◆

支え合い豊かに生きる共生のまちを創造するため、あらゆる場面におけるバリアフリー化・アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上、総合的かつ分野横断的な支援、一人ひとりの特性等に配慮したきめ細かい支援を進めます。

◆施策の展開◆

1-3-1 障がい者福祉の充実

①健康で生き生きとした暮らしの推進（健康福祉課、町民課）

障がいの発生予防・早期発見・早期治療を進めるため、母子保健事業、成人保健事業、精神保健対策、難病保健対策の充実を図ります。

また、障がいにより併発する二次障がいの発生予防、リハビリテーション体制、訪問看護体制を充実するとともに、医療費の支給を進め、医療とリハビリテーションの充実を図ります。

②自立した生活を支援するサービスの充実（健康福祉課）

生活支援体制を強化するため、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス、地域生活支援事業を充実するとともに、経済的援助の周知、福祉機器の利用を支援します。

また、居住支援や相談支援体制を強化するため、秩父地域1市4町による地域生活支援拠点や子ども発達支援センターの整備を目指すとともに、権利擁護を推進します。

さらに、障がい等のある児童の放課後の生活を支援するため、放課後等デイサービスの利用を支援します。

③生きがいを持った暮らしの推進（健康福祉課）

障がい者の雇用・就労を促進するため、雇用の場の拡大を図るとともに、「長瀨町高齢者障がい者いきいきセンター」等による福祉的就労の場の確保に努めます。

◆主な取組◆

- 長瀨町高齢者障がい者いきいきセンター運営管理事業
- 障害者自立支援給付事業
- 障害児入所等給付事業
- 地域生活支援事業
- 障害者生活支援事業
- 心身障害者補助事業
- 広域処理（自立支援審査会）事業
- 重度心身障害者医療費支給事業

◆関連計画◆

- 長瀨町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 長瀨町地域福祉計画・地域福祉活動計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の設置(累計)	か所	—	1

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール	
1-3-1 障がい者福祉の充実	 3 すべての人に健康と福祉を	 8 働きがいも経済成長も

1-4 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり

◆現状と課題◆

社会保障制度は、少子高齢化をはじめとする社会・経済の変化に対応し、生活の中での安心を確保するために社会保障制度は不可欠なものとなっています。

介護保険制度は「第8期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき計画的に運営しています。国民健康保険は平成30年度から県・市町村の共同運営が開始されました。平成29年度には「長瀬町国民健康保険第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画」を策定し、特定健診の受診勧奨や糖尿病の重症化予防、ジェネリック医薬品利用勧奨などを進め、医療費の適正化に努めています。後期高齢者医療保険や国民年金については、制度の周知や適正運営、相談業務などを行っています。

地域福祉は、子ども・障がい・高齢・生活困窮などが複雑化・複合化した課題、支援の狭間のニーズへの対応が求められています。

令和2年度に「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2次）」を策定しました。この計画に基づき地域共生社会の実現を目指し、町民や長瀬町社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと連携した地域福祉活動を展開しています。

特に、長瀬町社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核となる事業を行っており、今後も多様な活動が期待されています。また、「長瀬町成年後見制度利用促進基本計画」を「長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2次）」と合わせて策定しており、制度の普及や利用促進に努めています。

令和2年度のボランティア登録は、個人は16人、団体は6団体ですが、今後も、ボランティア活動の場の確保やきっかけづくり、情報提供の充実などに努めていく必要があります。

住民意識調査結果では、近年の取組により社会保障、地域福祉の満足度は高く、今後の取組の重要度も高くなっています。

今後は、介護保険制度を適切に運営するとともに、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者の予防・健康づくりに取り組む必要があります。

また、国民年金制度の持続性が高められるよう、制度の普及を図る必要があります。

さらに、高齢者だけでなく、障がい児者、医療的ケア児、高次脳機能障害の方、難病の方などの介護や看護を行うケアラー及び18歳未満のヤングケアラーなど多様化する生活課題に対応できるよう、多様な主体のつながり、支え合い、助け合う地域づくりとともに、ボランティア活動、福祉サービスの利用を促進する必要があります。

◆基本方針◆

持続可能な社会保障制度とするため、効果的、効率的な運用に努めるとともに、地域で支え合い心豊かに暮らせるよう、住民・団体・行政の協働による地域づくり、福祉サービスの利用支援体制の強化により、共生社会の実現を目指します。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

◆施策の展開◆

1-4-1 社会保障の充実

①介護保険制度の健全な運営（健康福祉課）

利用希望に応じたサービスを提供するため、在宅介護サービス、施設介護サービスの提供体制を確保するとともに、自立した生活を継続できるよう地域支援事業を進めます。

また、介護保険事業計画の見直しに合わせ、給付費の適正化を図ります。

②医療保険制度の運営（町民課、健康福祉課、税務会計課）

国民健康保険については、被保険者資格適用の適正化、保険給付費の適正化、保険税の適正な賦課徴収などを実施し、適正な運営に努めます。

後期高齢者医療制度については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑かつ適正な事務を推進します。

また、特定健康診査の受診を呼びかけ、健康増進の啓発、保健指導などにより生活習慣病の予防に努めます。

③国民年金制度の啓発（町民課）

国民年金制度の理解を促進するため、町の広報紙、ホームページなどによる情報提供を図ります。

また、窓口において各種手続きの相談対応に努めます。

1-4-2 地域福祉の推進

①住民・団体・行政の協働（健康福祉課）

支え合いの地域づくりを進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア、長瀬町社会福祉協議会と連携し、地域のコミュニティ・人と人とのつながりを強めるとともに、一人ひとりの福祉意識の向上、地域福祉活動を担う人材の育成を進めます。

②安心した暮らしへの実現への取組（健康福祉課、総務課、教育委員会）

安心した暮らしを実現するため、高齢者、障がい者、子ども、子育て家庭、生活困窮者への支援を進めるとともに、民生委員・児童委員、幼稚園、認定こども園、保育園、小中学校、福祉サービス提供事業所等と連携しケアラー及びヤングケアラーの把握に努めます。

また、地域における防犯力・防災力の向上、健康づくり活動を促進するとともに、災害時ボランティアについて普及を図ります。

③福祉サービス利用への支援（健康福祉課）

福祉サービスの利用支援体制を強化するため、福祉サービスに関する情報提供、福祉に関する相談体制の充実に努めるとともに、福祉サービスの質の向上を促進します。

④権利擁護の推進（健康福祉課）

誰もが権利を擁護され、いつまでも暮らし続けられる地域づくりを進めるため、地域連携ネットワークの構築や権利擁護の中心的な役割を担う中核機関の設置を図るとともに、利用しやすい制度の運用や後見人の育成に努めます。

◆主な取組◆

- 国民健康保険事業 ○後期高齢者医療事業 ○介護保険事業
- 介護保険認定審査会共同設置負担金事業
- 民生委員児童委員活動費補助事業 ○社会福祉協議会補助事業

◆関連計画◆

- 長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 長瀬町データヘルス計画（保健事業実施計画）・長瀬町特定健康診査等実施計画
- 長瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画（長瀬町成年後見制度利用促進基本計画）

◆施策指標◆

施 標 名		単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティア登録者数 (個人)	災害時ボランティア	人	10	15
	その他	人	6	10
	計	人	16	25
ボランティア登録数(団体)		団体	6	8

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール	
1-4-1 社会保障の充実		
1-4-2 地域福祉の推進		

1-5 誰もが健康で暮らせるまちづくり

◆現状と課題◆

健康づくりでは、健康寿命の延伸を目指し、一人ひとりの主体的な健康づくりと、個人の取組を支援できる社会づくりが求められています。

令和元年度に、「長瀬町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」を策定し、健康寿命の延伸、栄養・食生活(食育)、こころの健康(自殺対策)などに取り組んでいます。健康づくりに関する意識啓発の充実を図るとともに、人間ドックの補助やがん検診、特定健診・特定保健指導の勧奨、糖尿病重症化対策、高血圧対策など生活習慣病対策に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの広域連携接種や新しい生活様式の普及啓発に努めています。

特定健診の受診率は、近年3割台での推移となっており、若い世代(40・50歳代)への働きかけの強化などが必要となっています。

地域医療では、多様化する医療ニーズに対応するため、広域的な連携が必要になっています。

医療体制の充実を目指し、ちちぶ定住自立圏での取組として「ちちぶ医療協議会」による医師や医療スタッフの確保、救急医療体制の維持、産科医療機関への助成などを行っています。

また、秩父広域市町村圏組合による救急医療体制の整備を進めています。

住民意識調査結果では、近年の取組により健康づくりの満足度は高く、今後の取組の重要度も高くなっています。地域医療では満足度はやや低いものの、今後の重要度は高くなっています。

今後は、町民の自主的な健康づくり活動を支援し、地域住民が手を取り合い、心を通わせながら町民みんなで健康づくりに取り組める環境づくりとともに、広域的な連携により医療体制を確保する必要があります。

◆基本方針◆

いきがいを持ちはつらつとした人であふれるまちにするため、すべての町民を巻き込む、地域一丸となった健康づくり運動の展開を目指します。

また、医療ニーズの多様化への対応や救急医療体制を確保するため、広域的な連携を図ります。

◆施策の展開◆

1-5-1 健康づくりの推進

①より良い食習慣(「たべる」)への支援(健康福祉課、教育委員会)

より良い食習慣を身につけられるよう、望ましい食生活の情報提供、離乳食・幼児食の指導、学校、家庭、地域の連携による食育の実践を進めるとともに、食生活改善推進員活動の支援に努めます。

②健康を「まもる」支援(健康福祉課)

自分の健康を自分でまもれるよう、健康寿命を延ばす地域づくりを進めるとともに、喫煙・飲酒対策、歯・口腔の健康支援に取り組みます。

また、自分の健康状態を把握できるよう、特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診の実施及び受診勧奨に努めるとともに、人間ドックの助成を進めます。

さらに、母子の健康を切れ目なく支援するため、妊産婦健診、訪問指導、乳幼児健診などの母子保健事業を進めます。

③身体活動量を増やす(「うごく」)支援(健康福祉課、教育委員会)

毎日の暮らしの中で身体活動量を増やすため、あらゆる年代に運動の方法や効果の情報を提供するとともに、元気モリモリ体操の普及を図ります。

また、年齢に応じた生涯スポーツ環境の整備・充実を図ります。

④こころの健康(「やすむ」)への支援(健康福祉課)

こころの健康を保ち、いのちを守る地域づくりを進めるため、相談機関や専門医療機関の周知、正しい知識の普及、ゲートキーパーの養成を図るとともに、職場のメンタルヘルスへの取組を促進します。

1-5-2 地域医療の推進

①地域医療体制の充実(健康福祉課)

地域医療体制を確保するため、ちちぶ定住自立圏による「ちちぶ医療協議会」と連携し、医師や医療スタッフの確保、救急医療体制の維持、産科医療機関への助成を進めます。

②救急医療体制の充実(健康福祉課)

秩父広域市町村圏組合と連携し、救急医療体制の確保を図ります。

◆主な取組◆

- 成人健康推進事業 ○がん対策事業 ○健康マイレージ事業 ○保健総務事業
- 保健センター施設管理事業 ○結核予防(広域処理)事業 ○人間ドック助成事業
- 後期高齢者保健事業 ○特定健康診査・特定保健指導事業
- 生活習慣病重症化予防対策事業 ○予防接種事業
- ちちぶ医療協議会事業 ○広域処理(救急医療施設費等)事業

◆関連計画◆

- 長瀬町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画
- 長瀬町データヘルス計画・長瀬町特定健康診査等実施計画
- 長瀬町新型インフルエンザ等対策行動計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
特定健診受診率	%	35.0	60.0
65歳以上健康寿命	年	(令和元年) 男性 18.18 女性 20.79	男性 19.00 女性 22.00

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
1-5-1 健康づくりの推進	   
1-5-2 地域医療の推進	 

大綱2 活力を生み出すまち

2-1 地域の魅力を活かした観光地づくり

◆現状と課題◆

観光施策は、地域経済の持続的な発展や雇用機会を増大し、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものですが、長瀬町においても、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が減少しています。観光入込客数は近年300万人前後で微減傾向であり、今後さらに観光地としての魅力を向上させる必要があります。

令和元年度に「長瀬町観光振興計画」を策定し、観光客の滞在時間の延長やインバウンド客の増加、食や特産品の開発、情報提供やプロモーション活動の推進を進めることとしました。しかし、新型コロナウイルス感染症予防の観点から多くの事業が見送りとなるなど厳しい状況となっています。

一方で、観光トイレ、案内板などの観光振興基盤の整備を進めるとともに、地域おこし協力隊や長瀬町観光協会、ものづくり大学、地元農家、ボランティアと連携した多様な事業を展開しています。また、「川越」や「花園アウトレット」と連携した観光の推進など広域的な観光振興を検討しています。

住民意識調査結果では、近年の取組により観光業の振興の満足度は高くなっています。

今後は、新型コロナウイルス感染症による影響の終息を見据え、アウトドアによるまちづくりや通年で楽しめるプログラムづくり、担い手の育成、インバウンドへの対応、長瀬町ならではの食・特産品づくり、独自のプロモーション、観光事業への支援、広域的な観光連携の強化に取り組む必要があります。

◆基本方針◆

観光客と地域の人との関わりをより深くできる場や機会をつくり、人と人との付き合いが長くなる「長瀬ステイ(ながーく、ゆったり、ながとろ)」を目指します。

◆施策の展開◆

2-1-1 観光業の振興

①季節や自然、歴史・文化を感じる滞在交流型ツーリズムの創出(産業観光課)

長瀬町の魅力にふれられる仕組みを作るため、アウトドアによるまちづくり、大学等との連携、体験型観光コンテンツの開発、訪日外国人旅行者に対応したインバウンド向けコンテンツづくりを進めます。

また、関係人口づくりを進めるため、関係人口創出プロジェクトに取り組むとともに、地域の人と旅人が交流や協働を楽しめる場(長瀬たまりBAR)づくりを進めます。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

②情報発信やインバウンド観光を見据えた担い手の発掘・育成（産業観光課）

観光トレンドに対応できる人材を育成するため、長瀬町観光協会と連携し、観光ガイドの募集・研修を行います。

また、地域おこし協力隊によるお土産品の開発、長瀬町の魅力を伝える情報発信活動への支援に努めます。

③長瀬ならではの食・特産品の開発（産業観光課）

「長瀬グルメ」を目的とした来訪者の増加を図るため、自然景観とともに食事を楽しめたり、特別メニューを提供する長瀬ダイニング加盟店の認定を進めます。

また、地域おこし協力隊や民間事業者と連携し、地元食材を活かした長瀬らしいグルメや特産品・お土産品の開発を図り、長瀬グルメフェアの開催等により周知を図ります。

④国内外に向けたプロモーション（産業観光課）

国内外に向けたプロモーションを展開するため、長瀬町観光協会や秩父地域おもてなし観光公社と連携し、インバウンド向けプロモーション、観光資源を紹介する短編映画の作成、四季を通じて楽しめる花や樹木による美しい景観づくり、モニターツアーを進めます。

また、学校遠足等の誘客に努めます。

⑤観光基盤の整備（産業観光課）

ハード面、ソフト面から安全で快適な観光地づくりを進めるとともに、桜通りや花の里などの観光資源の魅力を高めながらの活用、公衆トイレの適切な維持管理に努めます。

また、観光団体、実行委員会等と連携し、観光行事や祭り・イベントなど促進を図ります。

さらに、長瀬町を中心とした観光周遊を構築するため、民間活力による観光施設の整備を促進するとともに、近隣の自治体・観光協会との連携、埼玉県内の観光拠点、集客施設との広域的な観光連携の強化を図ります。

◆主な取組◆

- 花の里管理事業 ○観光施設管理事業 ○観光振興支援事業
- インフォメーション事業 ○桜管理事業
- 地域おこし協力隊・地域活性化起業人等活用事業 ○花いっぱい推進事業
- 広域観光連携事業 ○アウトドアのまちづくり事業

◆関連計画◆

- 長瀬町観光振興計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
観光入込客数	人	1,865,280	3,000,000

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
2-1-1 観光業の振興	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

2-2 いのちを守り育む食と農の創造

◆現状と課題◆

農林業は、生活に不可欠な食料の供給機能、土地や景観の保全、生物の多様性の保全など、多面的な機能を有していますが、長瀬町の遊休農地は増加傾向にあります。

認定農業者への農地集積など経営基盤の強化を支援するとともに、遊休農地の解消や新規就農者の育成、有害鳥獣対策などを進めています。

新規就農事業者数は、近年では平成29年度の1事業者のみであり、さらなる支援に努める必要があります。

また、森林環境譲与税を活用した木材利用促進や、森林経営管理制度による森林施業の実施、県補助による里山平地林整備事業など、健全な森林の育成管理に努めています。竹林の適正管理については、ボランティアによる伐採や竹材の景観活用など新しい視点からの取組が行われています。

農のブランド化及び6次産業化では、長瀬町の特産品として「ながとろ紅茶」を開発し、ふるさと納税の返礼品などとして活用しています。開発したブランドは「ながとろ紅茶」の1件のみであることから、さらなる支援に努める必要があります。

住民意識調査結果では、農林業の振興、農のブランド化及び6次産業の振興の満足度は、ともにやや低くなっています。

今後は、農業や林業の生産基盤の強化、里山の景観を保全するとともに、特産品となる果樹品目づくりなど農のブランド化に取り組む必要があります。

◆基本方針◆

農林業の生産性を向上し、農林業環境、里山景観を良好に保全するため、農林業の生産基盤の強化を図るとともに、特産品の開発による農のブランド化を目指します。

◆施策の展開◆

2-2-1 農林業の振興

①農業基盤の強化(産業観光課)

人・農地プランに基づき、中心経営体(地域の担い手)への農地の集約化を図るとともに、農業委員会と連携し遊休農地の解消を図ります。

また、担い手を確保するため、認定農業者制度の普及、新規就農者への支援を図ります。

さらに、農業経営基盤を強化するため、農道や用排水路の整備、有害鳥獣対策を進めます。

②林業生産基盤の強化(産業観光課)

森林資源を活用するため、森林の土砂流出防止機能、保水機能の保全に努めるとともに、

人材の育成・確保、木材利用の促進を図ります。

また、森林の適切な管理のため、秩父地域森林林業活性化協議会との連携により「経営管理権集積計画」を策定し、森林の経営管理を推進します。

さらに、ボランティアとの連携により里山平地林の保全活動を促進するとともに、民間事業者と連携し循環型による森林資源の活用方策について検討します。

2-2-2 農のブランド化及び6次産業の振興

①特産品などの高付加価値化の推進（産業観光課）

特産品の開発により地域経済を活性化するため、助成制度の周知を図ります。

また、開発特産品をふるさと納税の返礼品とするなどの活用を進めます。

②新たな特産品の栽培促進（産業観光課）

長瀬町の新たな特産品として、果樹農家等と連携し果樹の栽培を促進します。

◆主な取組◆

- 農業振興対策事業 ○有害鳥獣対策事業 ○農業委員会事業
- 新規就農者支援事業 ○森林環境整備促進事業 ○里山・平地林整備事業
- 地域特産品開発事業

◆関連計画◆

- 長瀬町人・農地プラン ○経営管理権集積計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規就農事業者数(累計)	事業者	1	2
認定農業者数	人	28	28

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール			
2-2-1 農林業の振興				
2-2-2 農のブランド化及び6次産業の振興				

2-3 地域に活力をもたらす商工業の推進

◆現状と課題◆

商工業の経営環境は、新型コロナウイルス感染症の影響や後継者不足などにより厳しい状況にあり、雇用の維持拡大に向けた取組が求められています。

長瀬町商工会への補助を行うとともに、中小企業融資対策利子補給事業など地域商工業の振興に努めています。

また、町は中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を申請した事業所に奨励金を支給するなど、中小企業の経営強化を支援しています。

経営革新計画申請件数は、近年増加傾向にあり、令和2年度では31件となっています。

町内の雇いを促進するため、長瀬就職面接会を開催（令和元年度17事業所、73名参加）しました。また、長瀬町企業誘致条例による支援により、令和元年度1事業者が起業し、1事業者が規模を拡張しています。

住民意識調査結果では、商工業の振興、創業支援・雇用の創出の満足度は低くなっていますが、創業支援・雇用の創出については今後の取組の重要度は高くなっており、長瀬町への定住や結婚支援の要件としても働く場があげられています。

今後も、商工業事業者の経営の改善を促進するとともに、雇用機会の拡大を図るため起業・創業支援に努める必要があります。

◆基本方針◆

地域の活力が高められるよう商工業事業者への支援を進めるとともに、若者が定住できるよう創業支援・雇用創出に取り組めます。

◆施策の展開◆

2-3-1 商工業の振興

①商工業環境の整備促進（産業観光課）

小規模事業者の経営や技術改善を促進するため、長瀬町商工会と連携し、経営革新計画の策定を促進します。

また、長瀬町商工会活動を強化するため、効果的な補助事業を検討するとともに、担い手の育成について支援を図ります。

②経営の安定化の促進（産業観光課）

商工業事業者の経営強化を支援するため、長瀬町商工会と連携し借り入れへの支援策の周知を図り、事業の継続の支援に努めます。

2-3-2 創業支援・雇用創出の充実

①企業の誘致活動の推進（産業観光課、企画財政課）

雇用機会を増大するため、農村地域工業等導入地区等への企業の誘致に努めます。

また、雇用の場の拡大を図るため、町内での起業・創業を支援するための助成事業を進めるとともに、空き店舗を活用する起業家への支援を図ります。

さらに、地域経済を活性化するため、町内遊休用地を活用し、新たな事業者の参画によりアウトドアを軸とした新たなランドマークの創出を図ります。

②雇用機会の確保と雇用の促進（産業観光課）

既存の事業者の規模拡大や事業拡大を支援するため、助成事業を進めます。

また、町内企業の採用活動を支援するため、広域的な連携による就職面接会の開催を支援します。

◆主な取組◆

- 商工会補助事業
- 中小企業経営対策利子補給事業
- 企業支援事業
- 町ブランディング事業

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
優遇措置を利用した新規事業者数(累計)	件	2	3
新規に誘致した企業数(累計)	件	—	3
町が関与したテレワーク施設数(累計)	件	—	2

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
2-3-1 商工業の振興	 
2-3-2 創業支援・雇用創出の充実	

大綱3 安心して快適に生活できるまち

3-1 地域でともに助け合う安全なまちづくり

◆現状と課題◆

近年、地震、大雨や降雪による大規模な自然災害が発生しており、被害の軽減や未然防止、人命の安全確保への取組が求められています。また、犯罪被害や交通事故の未然防止対策など、安全なまちづくりへの取組が必要になっています。

消防・防災対策では、平成28年度に「長瀬町地域防災計画」及び職員初動マニュアルを改訂、平成30年度に地域防災拠点（長瀬地区公園）、防災備蓄庫、耐震性貯水槽を整備し、令和2年度にはハザードマップを作成しました。

また、防災行政無線の保守管理や戸別受信機の配備を進めています。

常備消防は秩父広域市町村圏組合による秩父消防本部で行っているほか、消防団については、車両（水槽車）の修理や消防団詰所の修繕を進めるとともに、団員の確保に努めています。

消防団員数については、令和2年度で100人となっていますが前期基本計画の目標の110人に達していないため、消防団活動の啓発に努める必要があります。地域防災拠点については、整備が完了しました。

令和3年度には、「起きてはならない最悪の事態」を想定した施策を取りまとめる「長瀬町国土強靱化地域計画」を策定しました。

防犯・交通安全対策では、町民の要望などを基に、老朽化した交通安全施設の整備を進めています。交通事故発生件数は、近年、年間20件程度で増減を繰り返しており、啓発に努める必要があります。

住民意識調査結果では、近年の取組により消防・防災体制、防犯・交通安全の満足度は高く、今後の取組の重要度も高くなっています。

また、長瀬町による災害対策として、飲料水、食料品、非常用トイレの確保、避難情報の伝達体制の強化とともに、大雪時の除雪体制、土砂崩れの防止対策、排水路の整備が求められています。

今後は、防災対策として備蓄、情報伝達、避難支援体制、被害の未然防止対策を強化するとともに、防犯・交通安全対策を進める必要があります。

◆基本方針◆

住民の生命・財産を守るため防災対策を強化するとともに、防犯・交通安全対策を進め安全なまちづくりを目指します。

◆施策の展開◆

3-1-1 消防・防災体制の充実

①危機対応力の向上(総務課)

大規模自然災害等に備えるため、「長瀬町国土強靱化地域計画」に基づき、最悪な事態に陥ることを避けられるよう、強靱な行政機能、地域社会、地域経済づくりに取り組みます。

また、地震や洪水等の対策の強化を図るため、「長瀬町地域防災計画」及び職員の初動マニュアルの見直しを図ります。

②地域防災力の向上(総務課)

災害別の危険箇所や避難所等の情報を提供するため、ハザードマップの更新に努めるとともに、避難情報発令等の制度の改正に合わせ周知を図ります。

また、地域防災拠点の設備及び災害時用備蓄品の維持管理に努めるとともに、避難施設の防災機能の強化、福祉避難所の確保を図ります。

さらに、町民の防災意識を高めるため、町民との協働による防災訓練の実施を図ります。

③避難行動への支援(健康福祉課、総務課)

避難行動要支援者への支援体制を強化するため、自主防災組織等との連携により、個別避難計画の策定に努めます。

④情報伝達体制の強化(総務課)

災害や避難等の情報を確実に伝達するため、防災行政無線の維持管理に努めます。

⑤消防体制の充実(総務課)

秩父消防本部による消防活動の充実を図ります。

また、地域における消防力を強化するため、消防団詰所、車両、資機材の更新に努めるとともに、消防団員の確保を図ります。

3-1-2 防犯・交通安全の充実

①防犯対策の推進(総務課)

町民の防犯意識を高めるため、秩父警察署、地域、学校等と連携し、犯罪被害の未然防止に向けた情報提供やパトロール等の防犯活動に努めます。

また、駅周辺等の道路照明灯(防犯灯)の設置及び維持管理に努めます。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

②交通安全対策の推進（総務課、建設課、教育委員会）

町民の交通安全意識を高めるため、秩父警察署、地域、団体、学校等と連携し、交通安全運動などの啓発活動に努めます。

また、交通環境の安全性を向上するため、地域団体と連携し、交通安全施設の設置、交通規制について促進します。

さらに、通学路等の安全性を確保するため、スクールガードリーダー等と連携するとともに、危険個所の把握に努め改善を図ります。

◆主な取組◆

- 防災無線維持管理事業 ○非常備消防事業 ○防災対策整備事業
- 消防施設維持管理事業 ○矢那瀬地区コミュニティ消防センター整備事業
- 道路照明灯（防犯灯）維持管理事業 ○交通安全施設整備事業

◆関連計画◆

- 長瀨町地域防災計画 ○長瀨町国土強靱化地域計画 ○長瀨町交通安全計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
消防団員数	人	100	110
防災訓練の実施(累計)	回	—	5
車中避難用一時避難場所の確保(累計)	か所	—	2
福祉避難所との協定締結数(累計)	施設	—	2

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
3-1-1 消防・防災体制の充実	 
3-1-2 防犯・交通安全の充実	

3-2 自然と調和した便利で快適なまちづくり

◆現状と課題◆

自然と調和し、便利で快適な生活環境を保つためには、秩序ある土地利用により良好な景観を保全し、住環境を整えていくことが求められています。

生活基盤を整える土地利用では、町内の各種開発や施設整備は埼玉県立自然公園条例において一定の規制がかけられていますが、より町にふさわしい規制となるよう条例の一部見直しについて県と協議しています。

矢那瀬地区拠点整備については、継続的に検討を進めています。

景観の保全・緑化では、町全体が埼玉県立長瀬玉淀自然公園区域に指定されているため、埼玉県立自然公園条例に基づく規制により良好な景観の保全・形成を図っています。

町民に身近な公園として長瀬地区公園、本野上地区公園、井戸地区公園を整備し、観光振興の視点も含め県から移管された蓬莱島公園の整備を行いました。これらの整備により公園は5か所となり、今後は維持管理に努める必要があります。

住環境では、町の定住人口の増加を図るため、長瀬町定住促進事業住宅取得奨励補助金や若者定住促進宅地分譲事業、住宅リフォーム等資金助成事業、定住促進住宅ローンなどを進めています。

定住促進事業住宅取得奨励補助金については、毎年15件前後の利用がありますが、さらなるPRに努める必要があります。

町営住宅については、老朽化した住宅を計画的に廃止するとともに、空室のある塚越団地の入居環境の改善などに努めています。

空き家については、空家対策協議会を開催するとともに、空き家実態調査や空き家バンク制度の利用促進、特定空家対策を行っています。町内の空き家の把握件数は、令和2年度で158件となっています。

住民意識調査結果では、近年の取組により景観の保全・緑化の満足度は高いものの生活基盤、住環境ではやや低く、今後の取組では生活基盤の重要度がやや高くなっています。

今後は、柔軟な土地利用方策を検討するとともに、地域における拠点づくりや定住・移住に向けた取組を進める必要があります。

◆基本方針◆

魅力ある住環境と良好な景観が調和する土地利用を図るとともに、定住者、移住者が増加する支援を進め、快適に暮らせるまちを目指します。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

◆施策の展開◆

3-2-1 生活基盤の整備

①計画的な土地利用の推進（企画財政課、建設課、町民課）

土地を合理的かつ適切に保全し活用するため、計画的・総合的な土地利用に努めます。

また、自然環境及び景観の保全に配慮しつつ、柔軟な土地利用が可能となる方策の検討を進めます。

さらに、大規模盛土の滑落等による被害を未然に防止するため、現状把握に努めます。

②地域拠点の創出（産業観光課）

矢那瀬地区の地域の拠点となる施設の整備を検討します。

3-2-2 景観の保全・緑化の推進

①景観形成のための規制、指導（町民課、建設課）

良好な景観を維持し緑化を進めるため、町民、事業所への意識啓発を図ります。

また、屋外広告物許可制度の周知、違反広告物の撤去及び設置者への指導に努めます。

②公園の維持管理（建設課）

公園を良好な状態に保つため、長瀬・井戸・岩田地区公園、蓬莱島公園の維持管理に努めます。

3-2-3 住環境の整備

①定住の促進（企画財政課）

長瀬町への定住・移住を促進するため、住宅取得に関する各種の支援制度の普及を図るとともに、助成内容の充実に努めます。

また、移住希望者への住宅を確保するため、空き家の活用を図ります。

②空き家の適正指導・活用（企画財政課、町民課）

住環境を良好に保つため、空家対策協議会を開催するとともに、町内の空き家所有者への適正な維持管理の指導、「ちちぶ空き家バンク」等の情報提供を進めます。

③公的住宅の供給（建設課）

公的な住まいの提供を進めるため、町営住宅の適正な維持管理に努めます。

◆主な取組◆

- 宅地耐震化推進事業 ○社会資本整備事業 ○矢那瀬地区拠点整備事業
- 地区公園等管理事業 ○空き家対策事業 ○空き家活用事業
- 定住促進事業 ○移住定住推進事業
- 地域おこし協力隊・地域活性化起業人等活用事業 ○若者定住促進宅地分譲事業
- 定住促進に向けた住宅ローン提携事業 ○住宅リフォーム等資金助成事業
- 住宅管理事業 ○町営住宅長寿命化改善事業

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
定住促進事業住宅取得奨励補助事業申請件数	件	12	20

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
3-2-1 生活基盤の整備	
3-2-2 景観の保全・緑化の推進	
3-2-3 住環境の整備	

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

3-3 安全で安心な生活基盤を備えたまちづくり

◆現状と課題◆

安全で安心できるまちづくりには、日常生活での重要性が高い道路・交通環境、上下水道、治水・治山等の生活基盤の整備が不可欠です。

道路については、町道幹線1号線（南桜通り）の整備を行うとともに、町民要望の高い道路改良や未舗装道路の舗装を進めています。道路の維持管理では「長瀬町道路舗装長寿命化計画」を策定し、計画的な整備を進めています。

町道舗装率については、徐々に上昇しているものの40%程度であるため、適切な道路改良を進めていく必要があります。

橋梁では、平成30年度に策定した「長瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検を行い適正な維持管理に努めています。

交通環境については、町の主要公共交通機関である秩父鉄道に対し、秩父鉄道整備促進協議会を通じて鉄道設備の整備を促進しており、近年では鉄道利用のICカード化などが進められています。また、秩父鉄道に対して利便性向上を働きかけるとともに、町民へ秩父鉄道の利用を呼びかけています。

バスなどの公共交通のあり方について、この間、ものづくり大学と連携して住民意識調査やワークショップ、デマンド乗り合いタクシーなどの実証実験など多くの試みを行ってきました。その成果を令和2年度に「長瀬町地域公共交通計画」としてまとめました。

町民のニーズに適した公共交通機関の新たな整備には大きな壁があるため、福祉有償運送や長瀬町商工会の「元気と安心お助け隊」の支援を行っています。

上下水道については、長瀬町の上水道事業は平成28年度に秩父広域市町村圏組合で広域化となり、令和3年度に料金統一となっています。

下水道事業は皆野・長瀬下水道組合で運営しており、今後はし尿処理業務についての広域化が予定されています。また、公共下水道整備計画区域外では市町村設置型浄化槽の普及に努め、整備を行っています。

治水・治山については、浸水や氾濫が想定される水路等の整備を進めるとともに、県に河川改修や治山対策の要望を行っています。また、ハザードマップを普及するなど土砂災害警戒区域や特別警戒区域などの周知に努めています。

農業用排水路などについては、地元住民の適正な管理を促しています。

住民意識調査結果では、近年の取組により上下水道の満足度は高いものの道路環境、交通環境、治水・治山では低く、今後の取組では治水・治山の重要度が高くなっています。

今後は、自然災害による被害を防止し軽減する治水・治山対策を進めるとともに、生活に不可欠な道路・交通環境の整備、広域的な連携により上下水道の整備を図る必要があります。

◆基本方針◆

生活の利便性を高めるため道路・交通環境の向上を図るとともに、安定的な上下水道事業の実施体制の確保、治水・治山対策により、安心・安全なまちを目指します。

◆施策の展開◆

3-3-1 道路環境の整備

①幹線道路等の整備(建設課)

町内の移動を円滑に行えるよう、町道幹線1号線(南桜通り)など主要道路の拡幅改良等の整備及び維持管理を行うとともに、国道、県道の整備を要望していきます。

②生活道路の整備(建設課)

住宅地等における生活道路の安全性を高めるため、要望の高い道路の改良や舗装、橋梁の維持管理を進めるとともに、道路台帳のデジタル化を検討します。

③人にやさしい道路環境の整備(建設課)

障がい者や高齢者にとっての道路の安全性を高めるため、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。

3-3-2 交通環境の整備

①鉄道の利便性の向上(企画財政課、教育委員会)

秩父鉄道の沿線自治体で構成する秩父鉄道整備促進協議会により、鉄道利用の利便性の向上を促進します。

また、中学生、高校生の鉄道による通学費補助金制度により、鉄道利用の支援に努めます。

②鉄道施設の整備促進(企画財政課)

秩父鉄道の沿線自治体で構成する秩父鉄道整備促進協議会により、鉄道施設の安全対策を促進します。

③移動支援環境の充実(企画財政課)

高齢者等の移動手段を確保するため、長瀬町商工会による「元気と安心お助け隊事業」を支援します。

また、ちちぶ定住自立圏による「秩父地域運転免許証返納者公共交通利用券交付事業」の普及を図ります。

3-3-3 上下水道の整備

①水道事業の推進(町民課)

安定した水道事業を行うため、秩父広域市町村圏組合と連携し給水施設や管路の耐震化及び維持管理に努めます。

②下水道事業の推進(町民課)

生活の排水処理を適切に進めるため、皆野・長瀬下水道組合と連携し、処理施設の維持管理に努めます。

③浄化槽の普及促進(町民課)

公共下水道区域外における適正な排水処理を進めるため、市町村設置型浄化槽の設置を促進します。

また、浄化槽の汚泥処理等を進めるため、広域的な処理体制の整備を促進します。

3-3-4 治水・治山の推進

①浸水対策の強化(建設課)

大雨等による冠水地域を解消するため、排水路や側溝の維持管理に努めるとともに、新たな排水路等の整備を進めます。

②治山対策の強化(産業観光課、建設課)

土砂災害による被害を未然に防止するため、土砂災害の危険個所について、県に対し整備を要望します。

◆主な取組◆

- 道路新設改良事業
- 道路台帳作成事業
- 道路維持管理事業
- 橋梁施設点検事業
- 橋梁施設修繕事業
- 公共交通整備事業
- 上水道事業
- 下水処理事業
- し尿処理事業
- 浄化槽市町村整備型事業
- 河川改修事業

◆関連計画◆

- 長瀬町地域公共交通計画
- 長瀬町道路舗装長寿命化計画
- 長瀬町橋梁長寿命化修繕計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
町道舗装率	%	41.3	44.5

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
3-3-1 道路環境の整備	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>
3-3-2 交通環境の整備	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>
3-3-3 上下水道の整備	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
3-3-4 治水・治山の推進	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

3-4 自然に優しい環境づくり

◆現状と課題◆

自然環境は、町民をはじめ観光客や来訪者が癒しや安らぎを得られる共有財産であることから、自然環境の適切な保全管理とともに、環境への負荷の少ない循環型の地域社会づくりが求められています。

自然環境の保全では、長瀬町の貴重な自然環境の保全を目指し、埼玉県立自然公園条例に基づく規制や生活排水の適正処理、森林の適正管理などを進めています。また、地球温暖化対策として「長瀬町エコチャレンジプラン」を推進しています。

長瀬町の環境保全全般の取組は、ちちぶ定住自立圏における「ちちぶ環境基本計画」に基づき、秩父圏域全体の取組として推進しています。

循環型社会の創造では、長瀬町のごみ処理は秩父広域市町村圏組合によって行っています。ごみの減量化は「ちちぶ環境基本計画」に基づき進めており、町としては有価物回収団体への補助などを行っています。「ちちぶ環境基本計画」の計画期間が令和4年度までのため、その見直しを行う必要があります。

住民意識調査結果では、近年の取組による自然環境の保全の満足度はやや低いものの、今後の取組では循環型社会の創造の重要度が高くなっています。

今後は、各家庭や事業所、役場における脱炭素化に向けた取組や公害防止対策を進めるとともに、地域ぐるみでごみの減量・再資源化に取り組む必要があります。

◆基本方針◆

自然環境を保全するため、脱炭素化に向けた地域づくりや公害防止対策を進めるとともに、ごみの減量化等により循環型社会を目指します。

◆施策の展開◆

3-4-1 自然環境保全の推進

①脱炭素化に向けた地域づくり(企画財政課、町民課)

地域の脱炭素化を進めるため、「ちちぶ環境基本計画」の見直し、町民、事業者との連携により取組を進めます。

また、公共施設における新電力の導入を推進するとともに、脱炭素化に向けた取組に努めます。

②公害の防止対策等(町民課)

公害の発生を未然に防止するため、事業者、町民への啓発を進めるとともに、発生源の測定、監視、指導に努めます。

また、不法投棄を防止するための巡回パトロールを実施するとともに、河川敷等における各種団体における美化活動を促進します。

3-4-2 循環型社会の創造

①ごみ処理体制の充実(町民課)

ごみの処理を適正に行うため、秩父広域市町村圏組合によるごみの収集及び処理施設の維持管理に努めます。

②ごみの減量化の推進(町民課)

ごみの減量化を進めるため、ごみの分別についての周知を図るとともに、3R活動(「リデュース:減らす」「リユース:繰り返し使う」「リサイクル:再資源化する」)の啓発に努めます。

また、有価物を回収する団体等への報償金の交付を進めます。

◆主な取組◆

○廃棄物一般事業 ○新電力導入事業 ○脱炭素化事業

◆関連計画◆

○ちちぶ環境基本計画 ○長瀬町エコチャレンジプラン

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
可燃ごみ処理量	+	1,700	1,530

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
3-4-1 自然環境保全の推進	  
3-4-2 循環型社会の創造	

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

大綱4 一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち

4-1 次代を担う子どもを育むまちづくり

◆現状と課題◆

近年、情報通信技術の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより社会情勢が変化しており、学校教育においても対応していくことが求められています。

教育環境の充実については、少子化の進展に伴い、町立小・中学校の今後のあり方について検討を進めるとともに、学校施設や設備の計画的な整備・改修に取り組んでいます。また、GIGAスクール構想の推進や小中学校への英語講師の派遣、中学生学力アップ教室の実施、特別支援教育学校支援員の配置など、児童生徒の学ぶ環境の充実や学校の指導・運営体制の強化・充実に努めています。

さらに、小中学校入学祝金、中学生・高校生通学費補助金の支給や給食費の一部補助など経済的負担の軽減を図っています。

全国学力・学習状況調査の結果は、令和元年度において全国平均を概ね上回っています。

青少年の育成については、青少年健全育成団体の活動を支援するとともに、令和2年度からは中学生を対象としてジュニアリーダーの育成を行っています。

青少年健全育成団体数は、近年1団体で変化がありませんでしたが、活動への支援を通じて団体の維持に努めていく必要があります。

家庭教育学級は、就学児健診時などに実施しています。

就学前教育については、町内に認定こども園長漣幼稚園があり、利用希望に対応しています。

住民意識調査結果では、近年の取組により教育環境、青少年の育成の満足度はやや高く、今後の取組では教育環境の充実の重要度が高くなっています。

今後も、子どもが豊かな個性やふるさと意識を育み自立できるよう、教育環境を充実するとともに、地域ぐるみによる青少年の育成に取り組む必要があります。

◆基本方針◆

子どもたち一人ひとりの学力や自立する力、豊かな心と健やかな体を育成するため、学校教育、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、青少年団体の活動の充実を目指します。

◆施策の展開◆

4-1-1 教育環境の充実

①就学前教育の充実(健康福祉課)

就学前教育の利用希望に対応するため、町内事業者と連携し提供体制の確保に努めます。

②確かな学力と自立する力の育成(教育委員会)

ICT(情報通信技術)に対応した教育環境を整備するため、各学校にICT支援員を配置し、GIGAスクール構想の実現に向け、学習用タブレットの活用を図るとともに、大型提示装置などの周辺機器を利用し、より効果的な授業が行えるよう取り組みます。

また、児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習を支援するため、特別支援学級の支援員の確保に努めるとともに、外国語教育を充実するための英語講師の確保を図ります。

さらに、小学校の放課後において、子どもの居場所づくりや体験活動を行う放課後子供教室、中学生の基礎学力の向上を図るため中学生学力アップ教室を開催します。

③豊かな心と健やかな体の育成(教育委員会)

児童生徒、保護者の相談に対応するとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図るため、さわやか相談室を設置し相談活動を行います。

また、人権や性の多様性を尊重した教育、基本的生活習慣の確立に向けた支援、運動好きな児童生徒を育成するための授業改善に努めるとともに、伝統と文化を尊重し郷土愛を培うふるさと教育を推進します。

さらに、食に関する知識を養うため、学校給食を通して食への関心を深めるとともに、地元産農産物を使用した給食の提供に努めます。

④質の高い学校教育を支える環境の充実(教育委員会)

長瀬町学校のあり方検討委員会からの答申を踏まえ、学校の適正規模・適正配置を進め、児童生徒にとって望ましい学校教育の実現を図ります。

また、教育環境を充実させるため、学校施設の維持管理及び修繕・改修に努めるとともに、教職員の事務の負担を軽減するため、校務支援システムの導入やサポートを行う職員の確保を図ります。

さらに、郷土への理解を深め、ふるさと意識を高められるよう社会科副読本「ながとろ」を作成します。

⑤家庭・地域の教育力の向上(教育委員会)

家庭・地域の教育力を高めるため、3校一体のコミュニティ・スクールによる小学校・中学校

の連携及び幼・保・小・中の連携を強化するとともに、家庭・地域と連携・協働した教育を進めます。

⑥就学への支援（教育委員会）

小・中学校への入学時の経済的負担を軽減するため、入学祝金の支給、小・中学校の学校給食費の補助を進めるとともに、経済的な理由により就学が困難な保護者への支援に努めます。

また、電車通学を行う中学生・高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、定期代の一部の補助を進めます。

さらに、教育上特別な支援を必要とする児童生徒について、より適切な学びの場を提供できるように就学の支援に努めます。

4-1-2 青少年の育成

①青少年育成団体活動の促進（教育委員会）

青少年団体の活動を充実するため、PTA活動、ボランティア活動、地域団体や企業との連携による事業等の検討を図ります。

②青少年育成に係る人材の育成・確保（教育委員会）

自らが社会の一員として自覚を持ち、自主性・協調性・社会性を養えるよう、講習会などを通じて、仲間づくりや郷土愛に満ちた人材の育成・確保に努めます。

③家庭教育の充実（教育委員会）

ライフステージに合わせた学習機会を提供するため、保護者への啓発活動や情報提供、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供に努めます。

◆主な取組◆

- 英語講師派遣事業
- 学校支援員事業
- 放課後子供教室事業
- 中学生学力アップ事業
- 小・中学校施設管理事業
- 学校コンピュータ整備事業
- 学校施設等改修事業
- 小中学校給食費負担軽減事業
- 教育相談事業
- 育英奨学資金・入学準備金貸与事業
- 社会科副読本事業
- 校務支援システム整備事業
- ICT支援員配置事業
- 中学校配置相談員事業
- 教科用図書整備事業
- 学校適正規模・適正配置事業
- 小中学校入学祝金支給事業
- 中学生・高校生通学費補助事業
- 奨学金利子助成事業
- 就学援助事業
- 青少年健全育成事業
- 家庭教育学級事業

◆施策指標◆

施 標 名		単 位	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和8年度)
全国学力・学習状況調査の全 国平均との比較 (全国平均を100として)	小学校(6年)	—	国語 109.7 算数 108.1	国語 100.0 算数 100.0
	中学校(3年)	—	国語 103.0 数学 93.6 英語 107.1	国語 100.0 数学 100.0 英語 100.0
青少年健全育成団体数(累計)		団体		

注) 現状値は、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響により結果は非公開のため、令和元年度の値を使用

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関 連 す る ゴ ー ル			
4-1-1 教育環境の充実	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>
4-1-2 青少年の育成	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>

総
論

大
綱
1

大
綱
2

大
綱
3

大
綱
4

大
綱
5

重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

資
料
編

4-2 身近な交流と生きがいがあるまちづくり

◆現状と課題◆

町民の学習意欲に対応し、誰もが多様な学びができるまちづくりが求められています。

生涯学習の推進については、町の歴史や自然、文化をテーマにした公民館講座を開催するなど、地域に根差した生涯学習活動を展開しています。「中央公民館・勤労青少年ホームだより」などで情報提供に努めるとともに、時機を得たテーマを設定するなど、町民ニーズに対応した事業を行っています。

スポーツの振興については、テニスコートや総合グラウンドの適正管理に努めるとともに、スポーツ推進員の活動支援を始めとして、各種スポーツ教室の開催やスポーツ団体の活動支援を行っています。

スポーツ教室の参加者数は、近年200人台で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が減少したため、令和2年度は50人を下回りましたが、終息後には活動の充実に努める必要があります。

文化・芸術の振興については、長瀬町郷土資料館において企画展を行うなど、地域の歴史や文化に触れる機会を設けています。国指定重要文化財の旧新井家住宅は、屋根の葺き替え等適正な管理に努めています。

郷土芸能を継承している団体数は、近年2団体で変化はありませんでしたが、活動への支援を通じて団体の維持に努めていく必要があります。

また、文化団体連合会の活動支援を行うなど、町民の自由な文化創造活動を支援しています。

住民意識調査結果では、近年の取組によりスポーツの振興、文化・芸術の振興の満足度はやや高くなっています。

今後も、町民の学習活動を促進するため、学習活動の施設の充実を図るとともに、団体等の活動の促進に取り組む必要があります。

◆基本方針◆

身近な地域で多様な活動や交流により生きがいのあるまちにするため、文化・芸術活動、スポーツ活動など多様な生涯学習活動を支援するとともに、地域の歴史・文化、伝統行事の継承を図ります。

◆施策の展開◆

4-2-1 生涯学習の推進

①生涯学習拠点の機能強化(教育委員会)

中央公民館の施設設備の維持管理及び修繕を進めるとともに、図書室の充実を図ります。

②生涯学習活動への支援(教育委員会)

生涯学習団体等の学習活動を促進するため、指導者等の人材の情報提供を進めるとともに、郷土意識の高揚を図る教室の開催など、学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

4-2-2 スポーツの振興

①スポーツ施設の充実(教育委員会)

スポーツ活動の場を確保するため、総合グラウンド、テニスコートなど、社会体育施設の維持管理に努めます。

②スポーツ活動の促進(教育委員会)

小学生から大人まで、気軽にスポーツに親しめる機会を創出するため、スポーツ教室などを通して、町民のスポーツ活動への参加促進を図ります。

また、スポーツ団体の活動を促進するため、各種大会開催の支援等、必要な支援に努めるとともに、研修会などへの参加を促し指導者の育成に努めます。

4-2-3 文化・芸術の振興

①地域の歴史や文化の保存・継承(教育委員会)

郷土資料を収集・保存・継承するため、郷土資料館の維持管理に努めるとともに、展示内容の充実を図ります。

また、国指定重要文化財である旧新井家住宅の維持管理に努めます。

さらに、郷土芸能の継承団体の活動継続への支援や伝統行事の継承に努めます。

②文化・芸術活動の促進(教育委員会)

文化・芸術団体の活動を促進するため、学習や活動の成果の発表の機会を提供するとともに、町民が芸術にふれる機会づくりに努めます。

◆主な取組◆

- 公民館管理運営事業 ○公民館維持管理事業 ○公民館講座事業
- 保健体育総務事業 ○体育施設管理事業
- 旧新井家住宅・郷土資料館管理事業 ○旧新井家住宅維持管理事業
- 文化財保存事業

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
中央公民館の利用者数	人	22,265	25,000
スポーツ教室参加人数	人	217	250
郷土芸能を継承している団体数(累計)	団体	2	2

注) 現状値は、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため令和元年度の値を使用

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
4-2-1 生涯学習の推進	  
4-2-2 スポーツの振興	
4-2-3 文化・芸術の振興	

4-3 人権を尊重し合うまちづくり

◆現状と課題◆

より自分らしく生きられる社会をつくるため、一人ひとりの多様性を認め合い、互いの人権に配慮した地域づくりが求められています。

女性活躍・男女共同参画の推進については、令和元年度に女性活躍推進計画、DV防止基本計画を包含する「第3次長瀬町男女共同参画プラン」を策定し、町民意識の醸成や女性の社会参加の促進、DV被害者の支援体制の整備などを進めています。

本町の町長が女性であることから、令和元年度に「全国女性町長サミット」を本町で開催するなど男女共同参画推進の気運づくりを図っています。

男女共同参画出前セミナーは開催していませんが、今後は開催に向けて活動していく必要があります。

人権意識の向上について、学校においては、標語や作文などによる啓発活動や人権教育を推進するとともに、地域や企業においても人権に関する啓発活動の充実に努めています。特に、平成28年度に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の趣旨を踏まえるとともに、人権相談など身近な取組を進めています。

これまで、人権教育の研修会・講習会には例年200人前後が参加しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、今後は引き続き開催していく必要があります。

LGBTQ(性的マイノリティ)という言葉の広まりとともに、性的指向や性自認に関する社会的な認知が高まりつつあり、社会の家庭、学校、地域、職場などでの対応が求められています。

住民意識調査結果では、近年の取組により人権意識の向上の満足度はやや高いものの、女性活躍・男女共同参画はやや低くなっています。

今後は、男女共同参画意識を高めるため、地域や家庭、職場等における意識改革への取組を進めるとともに、人権意識を高めるための普及啓発活動、LGBTQに関する啓発、教育活動、相談活動に努める必要があります。

◆基本方針◆

一人ひとりが個人として尊重され、互いに認め合い、あらゆる分野で平等に参画し個性と能力を発揮することができるよう、すべての人が人権意識を高め、健康ではつつつとしているまちを目指します。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

◆施策の展開◆

4-3-1 女性活躍・男女共同参画の推進

①男女共同参画社会の実現に向けた意識改革(総務課)

社会における制度や慣行の意識を見直すため、男女共同参画意識や人権意識の向上に向けた啓発活動に努めます。

また、政策や方針決定過程での男女共同参画を進めるため、審議会や管理職への女性の積極的な登用を進めるとともに、女性団体の活動を促進します。

②男女共同参画を進める地域づくり(総務課、産業観光課、教育委員会)

家庭生活と職業生活の両立を支援するため、育児・介護の支援、家庭での男女共同参画の意識啓発に努めます。

また、働く場における男女共同参画を進めるため、就労環境の整備を促進するとともに、農業・商工業に携わる女性への支援に努めます。

さらに、男女共同参画の視点に立った教育を行うため、学校教育、生涯教育、家庭教育、人権教育の充実を図ります。

③安心・安全に暮らせる男女共同参画まちづくり(総務課、健康福祉課)

安心・安全なまちづくりを進めるため、女性の視点を取り入れ、防犯体制や防災体制の強化を図ります。

また、女性の健康を支援するため、がん予防、母子保健、介護予防や生活習慣病対策などによる健康づくり、各種の団体活動、ボランティア活動の促進、医療体制の充実に努めます。

さらに、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、広報紙、パンフレット等による情報提供、相談活動を進めるとともに、被害者の保護等に努めます。

4-3-2 人権意識の向上

①人権啓発活動の推進(総務課)

人権意識の高揚やLGBTQに関する啓発を図るため、町の広報紙やホームページ等による情報の提供や人権フェスティバルを開催します。

また、人権関係団体等と連携し「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の趣旨を踏まえ、人権啓発の推進に努めます。

②人権教育の推進(教育委員会、総務課、産業観光課)

学校におけるいじめや差別の防止などの人権教育を進めるため、研修会や講演会を開催します。

また、地域や事業所における人権に関する研修会や講演会の開催を促進します。

③人権相談体制の充実(総務課)

人権問題に係る相談への対応や問題の解消を支援するため、各種の相談事業を進めます。

◆主な取組◆

○人権フェスティバル開催事業 ○人権教育推進市町村事業

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
人権教育研修会・講演会の参加人数	人	110	200

注) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止したため、現状値は令和元年度の値を使用

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール			
4-3-1 女性活躍・男女共同 参画の推進	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>		
4-3-2 人権意識の向上	 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>

総
論

大
綱
1

大
綱
2

大
綱
3

大
綱
4

大
綱
5

重
点
プ
ロ
ジ
エ
ク
ト

資
料
編

大綱5 町民と行政との協働によってつくるまち

5-1 町民視点に立ったまちづくり

◆現状と課題◆

多様化する町民ニーズや行政課題に効率的・効果的に取り組むためには、全庁的な対応力を高めていくことが求められています。

広報・広聴活動については、広報紙は町行政と町民を結ぶ重要なツールであり、見やすく親しみの持てる広報紙づくりに努めています。また、各種行政計画を策定する時には、住民意識調査を実施し、町民ニーズの把握に努めるとともに、SNSなど多様な媒体を活用した情報提供を進めています。

町の「タウンプロモーション」を展開するため、地域おこし協力隊や各種関係機関との連携に努めています。

町ホームページへのアクセス件数は、令和2年度で50万件を超えており、さらに情報にアクセスしやすくなるよう、令和3年度にリニューアルを行いました。

行政運営については、行政運営の効率化を図るため、庁内情報システムの強化や適正な維持管理を進めています。また、新しい発想で地域づくりに取り組むため、庁内に「みらい創りプロジェクトチーム」を設け、新事業の提案・実施などに取り組んでいます。

広域的なまちづくりについては、ちちぶ定住自立圏を活用した取組や秩父広域市町村圏組合事業(消防、ごみ、火葬、水道など)により効率化を図っています。

地域活動については、行政区が実施する地域環境整備事業に対し、地域振興対策事業補助金による支援を実施しており、地域の集会所などは、当補助金の活用により修繕や設備の更新を進めています。

地域振興対策事業補助金の活用状況は年度により増減がありますが、引き続き利用勧奨に努め、地域コミュニティの活性化、持続化へつなげていく必要があります。

住民意識調査結果では、広報・広聴活動の満足度は高く、行財政運営、地域活動もやや高くなっています。

今後も、町の広報紙やホームページ等による的確な行政情報の発信、町民ニーズの把握をする取組、行政運営効率化、地域課題を解決できるコミュニティへの支援に努める必要があります。

◆基本方針◆

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、まちづくりに関する情報の発信及び町民ニーズの的確な把握に努めるとともに、計画的かつ効率的な行政運営、地域課題の解決に向けた活動の支援に努めます。

◆施策の展開◆

5-1-1 広報・広聴活動の推進

①広報活動の充実(企画財政課)

町民の生活に係る情報を提供するため、広報ながとろ及び町のホームページの見やすさ、読みやすさの向上に努めます。

また、長瀬町の魅力を内外に発信するため、SNS活用をはじめとしたタウンプロモーション活動を展開するとともに、役場職員による検討会(長瀬町みらい創りプロジェクトチーム)の開催、地域おこし協力隊等の活動の支援に努めます。

②情報公開・個人情報の保護の推進(総務課)

公正で開かれた行政運営を進めるため、個人情報の保護に配慮しつつ、情報公開制度の適正な運用を図ります。

③広聴活動の充実(企画財政課)

町民のニーズに対応した行政運営を進めるため、住民意識調査、町民意見公募(パブリックコメント)、会議等の委員の公募などにより、町民の参画を図ります。

5-1-2 行政運営の強化

①行政運営の確立(総務課、企画財政課)

計画的な行政運営を実行するため、「長瀬町総合振興計画」をはじめ、各計画の進捗状況の把握による評価、見直しを行い、継続的な進行管理に努めます。

また、行政運営全般において、SDGsの考え方を踏まえた推進を図ります。

さらに、職員による政策形成力を高めるため、職位による検討会等を実施するとともに、職員の人材育成、適正配置、定員管理に努めます。

②窓口サービスの向上(総務課、企画財政課)

町民の役場窓口等の利用をしやすいするため、職員の接遇の向上、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備に努めます。

③情報化への対応(全課)

情報通信技術の活用による行政事務の効率化を進めるため、マイナンバーカードの普及に努めるとともに、セキュリティの向上に配慮しつつ、行政各分野におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応を図ります。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

④関係市町村との連携強化（総務課、企画財政課、町民課、健康福祉課、産業観光課）

地域の活性化や行政事務の効率化を進めるため、1市4町による定住自立圏構想・共生ビジョンに基づく取組を進めます。

また、火葬場、ごみ処理、下水道、介護保険サービス、障がい福祉サービス等について、広域的な連携に努めます。

5-1-3 地域活動の推進

①コミュニティ活動の促進（総務課）

地域住民による自主的な活動を活性化するため、各行政区やコミュニティ組織との連携を図るとともに、各行政区の実施する地域環境整備事業への支援を行います。

②地域における活動施設の充実（総務課）

地域でのコミュニティ活動の場を確保するため、集会所等の維持管理に努めます。

◆主な取組◆

- 情報系システム事業 ○基幹系システム事業 ○文書管理事業
- 行政情報発信事業 ○長瀬町みらい創りプロジェクト事業
- 地域おこし協力隊・地域活性化起業人等活用事業
- 戸籍住民事業（住民基本台帳ネットワーク事業含む）
- 障害者雇用事業 ○ちちぶ定住自立圏事業
- 秩父広域市町村圏組合事業 ○皆野・長瀬下水道組合事業
- 地域振興対策事業 ○区長会事業 ○広域処理事業（火葬場、清掃）

◆関連計画◆

- ちちぶ定住自立圏共生ビジョン

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域振興対策事業	件	6	6
町ホームページへのアクセス件数	件	578,579	600,000

◆SDGsとの関連◆

施策名	関連するゴール
5-1-1 広報・広聴活動の推進	
5-1-2 行政運営の強化	  
5-1-3 地域活動の推進	

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

5-2 健全な財政運営によるまちづくり

◆現状と課題◆

人口減少や厳しい財政状況にある中で、中長期的視点に立った公共施設等の老朽化への対応や施策事業の効果的な実施とともに、新たな財源の確保が求められています。

今後増大が見込まれる公共施設の維持管理費を抑制し、適正な維持管理がなされるように、平成28年度に「長瀬町公共施設等総合管理計画」を策定しました。さらに、令和元年度に「長瀬町公共施設長寿命化計画」を策定し、個別施設の維持管理を計画的に進めることとしました。

また、ふるさと納税の促進やコンビニ収納による町税の収納率向上、観光トイレや施設等での環境整備協力金のお願いなど、財源の確保に向けた取組を進めています。

ふるさと納税寄附金額は、寄附件数は増加しているため返礼品のさらなる充実に努める必要があります。

住民意識調査結果では、財政基盤の強化の満足度は低いものの、今後の取組では重要度はやや高くなっています。

今後も、計画的な財政運営を進めるため中長期的な公共施設の維持管理、修繕等の経費の把握に努めるとともに、財政基盤を強化するため企業版ふるさと納税の導入等町独自の財源の確保策を検討する必要があります。

◆基本方針◆

健全な財政運営を実現するため、中長期的な視点に立ち、地域経済の活性化や公共施設の維持管理、施策事業の効率的かつ効果的な実施に努めるとともに、創意工夫による自主財源の確保を図り、財政基盤の強化を目指します。

◆施策の展開◆

5-2-1 財政基盤の強化

①計画的な財政運営(企画財政課)

健全で持続可能な財政運営とするため、町民ニーズの把握に努めるとともに、中長期的な視点から施策事業の重要性、有効性などを総合的に見極め、事業の実施に努めます。

また、「長瀬町公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画に基づき、計画的な施設の維持管理、修繕等を図ります。

②安定した財源の確保（企画財政課、税務会計課、産業観光課）

収納率を向上するため、各種の税の賦課、徴収を適切に進めるとともに、コンビニ収納や地方税共通納税システムを活用し納付しやすい環境づくりに努めます。

また、創意工夫により自主財源を確保するため、ふるさと納税の返礼品目の増加と周知を進めるとともに、企業版ふるさと納税の導入、観光トイレ等の環境整備協力金、公共施設の屋根を活用した太陽光発電施設の設置、有料広告などに取り組みます。

さらに、企業の誘致を積極的に進めるとともに、地域産業の活性化を促進し、税収入の確保に努めます。

◆主な取組◆

- 庁舎施設整備事業 ○庁用自動車購入事業 ○ふるさと納税事業
- 固定資産評価替事業 ○地方税共通納税システム事業 ○コンビニ収納システム事業
- QRコード対応納付書導入 ○軽自動車保有関係手続のワンストップサービス導入事業

◆関連計画◆

- 長瀬町公共施設等総合管理計画 ○長瀬町公共施設長寿命化計画

◆施策指標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ふるさと納税寄附金額(年間)	万円	1,331	6,000

◆SDGsとの関連◆

施 策 名	関連するゴール
5-2-1 財政基盤の強化	 16 平和と公正をすべての人に

第3編
重点プロジェクト
(第2期総合戦略)



第1節 基本的考え方

第2期総合戦略は、後期基本計画における重点プロジェクトとして一体的に推進を図ります。第1期総合戦略による4つの基本方針を踏襲しつつ、国の考え方及びこれまでの取組の状況を踏まえ、取組の方向性や内容を検討しました。

◆施策の体系◆

基本方針	取組の方向性
1 観光産業を軸としての地域の雇用の創出	①長瀬町の魅力への理解を深める ②長瀬町の特産品をつくる ③長瀬町の魅力を多様にする事業者の誘致
2 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化	①移住希望者向けの支援 ②定住への経済的支援 ③関係人口の増加
3 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援	①若者の出会い支援 ②子育てへの支援 ③学校教育等の充実
4 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造	①移動等の支援 ②防災対策の強化 ③町民の交流活動の促進 ④DX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応 ⑤郷土愛の醸成

第2節 計画の推進体制

重点プロジェクト(第2期総合戦略)の実効性を高めるため、町民、地域、団体、企業、行政などまち全体で共有し協働で推進するとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会」による検証を行います。

第3節 取組の内容

基本方針Ⅰ 観光産業を軸としての地域の雇用の創出

◆数値目標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
観光入込客数	人	1,865,280	3,000,000

◆取組の方向性・内容◆

①長瀬町の魅力への理解を深める

町民が長瀬町の魅力をより深く知り、町外者に魅力を発信できるようにするため、町民自らが長瀬町の魅力を体験し実感できる取組を進めます。

また、長瀬町の自然環境を満喫できる登山・ハイキングの充実及び情報発信、周辺の観光資源との広域的な連携を図ります。

取 組	担当課等
1) 登山・ハイキングコンテンツの充実	産業観光課
2) 観光広域連携の推進	産業観光課
3) 観光客の移動手段の拡充	産業観光課 企画財政課
4) 町民の長瀬観光体験	産業観光課 教育委員会
5) 新たな滞在コンテンツの創造	産業観光課
6) 町民観光ガイドの育成	産業観光課

◆重要業績指標(KPI)◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
観光ガイド研修の受講者数(累計)	人	—	50

総
論

大
綱
Ⅰ

大
綱
Ⅱ

大
綱
Ⅲ

大
綱
Ⅳ

大
綱
Ⅴ

重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

資
料
編

②長瀬町の特産品をつくる

通年型の観光を実現するため、町内企業・店舗とのコラボレーション、地域おこし協力隊の活動、農業の6次産業化などにより、長瀬と言えば「これ」という長瀬ブランドを作る取組を進めます。

取組	担当課等
1) 長瀬ブランド(特産品)の創造	産業観光課 企画財政課
2) 地域に適した果樹の栽培・活用	産業観光課

◆重要業績指標(KPI)◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
長瀬ブランド開発数(累計)	件	1	3

③長瀬町の魅力を多様にする事業者の誘致

長瀬町の知名度を向上するため、飲食店等の創業を支援する取組を進めるとともに、長瀬町の強み(自然の豊かさ・都心からのアクセスの良さ・キャンプ場やアウトドアアクティビティが豊富)であるアウトドアを軸として、アウトドアと他の分野・資源等を掛け合わせたまちづくり事業を推進します。

取組	担当課等
1) 飲食店等の創業支援	産業観光課 企画財政課
2) アウトドアのまちづくり事業の推進	企画財政課 産業観光課

◆重要業績指標(KPI)◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規に誘致した企業数(累計)	件	—	3
新規出店場所確保数(累計)	か所	—	4

◆SDGsとの関連◆

取組の方向性	関連するゴール
①長瀬町の魅力への理解を深める	
②長瀬町の特産品をつくる	 
③長瀬町の魅力を多様にする事業者の誘致	

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

基本方針2 新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化

◆数値目標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
事業展開による移住世帯数(累計)	世帯	44	100

◆取組の方向性・内容◆

①移住希望者向けの支援

移住や空き家の活用の特化したコンシェルジュを配置し、移住者向けの住宅・土地を確保するとともに、移住希望者への空き家や遊休地の活用情報の提供を行い、住む町としてのイメージづくりを進めます。

取 組	担当課等
1) 空き家の活用	企画財政課 町民課
2) 若者定住促進宅地分譲事業の推進	企画財政課
3) 空き家・移住コンシェルジュの配置	企画財政課
4) テレワーク施設等の支援・整備	企画財政課 産業観光課
5) 農地付き空き家住宅の活用	産業観光課 企画財政課

◆重要業績指標(KPI)◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
空き家バンク登録数(累計)	件	33	53
町が関与したテレワーク施設数(累計)	施設	—	2

②定住への経済的支援

転入者、子育て世帯、新婚世帯、テレワークの方などの定住を支援するため、住宅取得等への支援を行うとともに、町内等での就労の支援を進めます。

取組	担当課等
1) 定住促進事業住宅取得奨励補助金事業	企画財政課
2) 住宅ローン提携事業(優遇金利)	企画財政課
3) 町内企業等への就職支援	産業観光課

◆重要業績指標(KPI)◆

施標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
定住促進事業住宅取得奨励補助金申請件数	件	12	20

③関係人口の増加

長瀬町に継続的に多様な形で関わる人(関係人口:長瀬ファン)を増やすため、農業や自然資源、観光資源の活用により魅力を高め、通年、長瀬町を訪れる仕組づくりを進めます。

取組	担当課等
1) 地域おこし協力隊への活動支援	企画財政課 産業観光課
2) 大学との連携強化	全関連課
3) 荒川流域の都市交流の推進	産業観光課
4) ふるさと納税の充実、企業版ふるさと納税の活用	企画財政課

◆重要業績指標(KPI)◆

施標名	単位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ふるさと納税寄附金額(年間)	万円	1,331	6,000
企業版ふるさと納税の件数(累計)	件	—	2
連携大学数(累計)	件	1	2

◆SDGsとの関連◆

取組の方向性	関連するゴール		
①移住希望者向けの支援	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	
②定住への経済的支援	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	
③関係人口の増加	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 

基本方針3 「長瀬で出会い、長瀬で育てる」若年層への支援

◆数値目標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
長瀬町への定住希望割合(39歳以下) (令和3年度町民アンケート:「住み続ける予定」 と「できれば住み続けたい」の合計割合)	%	45.9	50.0

◆取組の方向性・内容◆

①若者の出会い支援

若者が参加しやすい出会いの機会をつくるため、長瀬町社会福祉協議会と連携するとともに、共同作業、共通体験活動を通じたイベントの開催などを進めます。

取 組	担当課等
1) 婚活イベント事業の促進	健康福祉課 長瀬町社会福祉協議会
2) 若者の交流機会の創出	企画財政課

◆重要業績指標(KPI)◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
出会いイベント等の開催件数	件	3	5

注)現状値は、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため令和元年度の値を使用

②子育てへの支援

妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援を行うため、情報提供や相談事業を進めるとともに、経済的な負担の軽減を図ります。

取 組	担当課等
1) 母子保健事業の推進	健康福祉課
2) 子育て支援金の支給	健康福祉課
3) 子育て相談事業の推進	健康福祉課
4) 小・中学校入学祝金の支給	教育委員会
5) 町内の小・中学校の学校給食費の一部助成	教育委員会
6) こども医療費・ひとり親家庭等医療費の支給事業の推進	町民課
7) 多世代ふれ愛ベース長瀬事業(子育て支援事業等)の推進	健康福祉課

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

◆重要業績指標 (KPI) ◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
子育て支援事業等利用者数	人	2,785	3,500

注) 現状値は、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため令和元年度の値を使用

③学校教育等の充実

生徒の学力の向上を図るため、中学生の放課後における学力を向上するための取組を進めます。

また、長瀬町学校のあり方検討委員会からの答申を踏まえ、望ましい学校教育の実現を図ります。

取 組	担当課等
1) 中学生学力アップ教室の開催	教育委員会
2) 長瀬町の特性を生かした教育内容の充実	教育委員会
3) 学校の適正規模・適正配置の推進	教育委員会

◆重要業績指標 (KPI) ◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
中学生学力アップ教室利用者数	人	10	15

◆SDGsとの関連◆

取組の方向性	関連するゴール
①若者の出会い支援	
②子育てへの支援	
③学校教育等の充実	

基本方針4 町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造

◆数値目標◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
住みよさ意識(全体) (令和3年度町民アンケート:「住みよい」と 「どちらかといえば住みよい」の合計割合)	%	45.9	50.0

◆取組の方向性・内容◆

①移動等の支援

高齢者や子育て世帯等の買い物や通院などの移動手段を確保するため、長瀬町商工会等による移送事業を促進するとともに、移動販売事業者との連携を図ります。

取 組	担当課等
1) 高齢者等の移動手段の確保	健康福祉課 企画財政課
2) 移動販売事業者との連携	健康福祉課

◆重要業績指標(KPI)◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
外出を楽しんでいる高齢者の割合 (令和2年度長瀬町での移動に関するアンケートでの買い物・趣味の平均)	%	51	61

②防災対策の強化

暮らしの安心感を向上するため、生活関連道路や地域における防災施設の整備など、防災力の強化を図ります。

取 組	担当課等
1) 生活関連道路の整備	建設課
2) 矢那瀬地区コミュニティ消防センターの整備	総務課

◆重要業績指標(KPI)◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
町道路舗装率	%	41.3	44.5

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

③町民の交流活動の促進

町民等の交流を活性化するため、既存施設を活用した新たな交流・学習の場や機会をつくとともに、介護予防活動、世代間交流を促進します。

取組	担当課等
1) 地域支援事業の推進	健康福祉課
2) 地域の交流場所・機会の充実	健康福祉課
3) 矢那瀬地区拠点施設の整備	産業観光課
4) 地域の伝統行事、祭の活動支援	総務課 教育委員会
5) 若者を中心とした新たな交流拠点の整備	企画財政課

◆重要業績指標 (KPI) ◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
若者を中心とした新たな交流拠点数(累計)	施設	—	2

④DX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応

行政の事務手続きの効率化を図るため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応を進め、町民の利便性の向上に努めます。

取組	担当課等
1) マイナンバーカードの普及	町民課
2) デジタル化に対応した機器・ソフト等の導入	全関連課

◆重要業績指標 (KPI) ◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
マイナンバーカードの取得率	%	19.0	100.0

⑤郷土愛の醸成

町民も町外の人も誰もが長瀬町に愛着を持ち、長瀬町の発展に寄与していただけるよう、郷土愛の醸成を図ります。

取組	担当課等
1) 町名変更50周年記念事業	全関連課
2) 名勝及び天然記念物指定100周年記念事業	全関連課
3) ワークショップの開催	企画財政課 産業観光課

◆重要業績指標 (KPI) ◆

施 標 名	単 位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
長瀬町に誇れるものがある人の割合 (令和3年度町民アンケート:長瀬町の誇れるものを記載した人の割合)	%	44.2	50.0

◆SDGsとの関連◆

取組の方向性	関連するゴール
①移動等の支援	11 住み続けられるまちづくりを
②防災対策の強化	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを
③町民の交流活動の促進	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 17 パートナーシップで目標を達成しよう
④DX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応	16 平和と公正をすべての人に
⑤郷土愛の醸成	

第4編

資料編



I 諮問

長企第 185 号
令和3年9月28日

長瀬町総合振興計画審議会会長 様

長瀬町長 大 澤 タキ江

第5次長瀬町総合振興計画について(諮問)

長瀬町総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

令和4年3月2日

長瀬町長 大澤 タキ江様

長瀬町総合振興計画審議会
会長 小 埜 一 博

第5次長瀬町総合振興計画について(答申)

令和3年9月28日付け長企第185号で諮問のありました、第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、原案は適当であると判断し、ここに答申いたします。

なお、基本構想に掲げられた町の将来像「はつらつ長瀬」の実現を図るため、下記事項に留意し施策の推進に努められるよう要望します。

記

- 1 本町の人口は、これまでの推計を大きく下回る数値で推移している。今後も同様に人口減少傾向が続くことが見込まれている。この厳しい現実を行政や町民、事業所、各種団体等が共有し、一致団結して地域振興に取り組むよう図られたい。
- 2 地域振興にあたっては、町の資源を有効に活用するとともに、観光振興のみならず積極的な企業誘致等を図り、安定的な雇用の場を確保し、人口減少の抑制に努められたい。
- 3 SDGsはこれからの行政運営の前提としてとらえるべき考え方である。町役場職員をはじめとして、広く町民や企業にSDGsの考え方や取組について普及啓発を図られたい。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

3 長瀬町総合振興計画審議会条例

昭和47年9月28日

条例第10号

改正 昭和47年12月25日条例第22号

令和元年12月10日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、町政の総合的な振興をはかるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定にもとづき長瀬町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、長瀬町総合振興計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、長瀬町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 農林業に関し知識経験を有する者 2名以内
- (2) 商工業に関し知識経験を有する者 2名以内
- (3) 観光に関し知識経験を有する者 2名以内
- (4) 社会福祉に関し知識経験を有する者 2名以内
- (5) 保健並びに医療に関し知識経験を有する者 2名以内
- (6) 教育並びに文化一般に関し知識経験を有する者 2名以内
- (7) 前各号のほか町長が必要と認める者 5名以内

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年として再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(専門委員等の指名)

第7条 審議会は、その事務を補佐させるため専門委員を指名することができる。

2 前項の指名を行う場合においては、会長はあらかじめ町長の同意を得なければならない。

3 第1項の専門委員は、会長の命によりその職務を行う。

4 専門委員の報酬及び費用弁償に関しては、別に条例で定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町長の定める機関について所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 従前の野上町新町建設審議会条例(昭和42年野上町条例第12号)は、廃止する。

附 則(昭和47年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

総
論

大
綱
1

大
綱
2

大
綱
3

大
綱
4

大
綱
5

重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

資
料
編

第5次長瀬町総合振興計画審議会委員

条例任命区分	所属・職名	氏名	備考
1号 農林業に関し知識経験を有する者	ちちぶ農業協同組合長瀬支店長	豊田 世津夫	
	農業委員会長	鈴木 誠	
2号 商工業に関し知識経験を有する者	商工会会長	小 埜 一 博	会長
	商工会副会長	福 島 博	
3号 観光に関し知識経験を有する者	観光協会会長	村 田 光 正	職務代理
	観光協会副会長	村 田 直 也	
4号 社会福祉に関し知識経験を有する者	長瀬福祉会ながとろ苑施設長	野 村 文 男	
	民生児童委員協議会長	染 野 操	
5号 保健並びに医療に関し知識経験を有する者	医師	南須原 宏 城	
	愛育会長	倉 田 公 代	
6号 教育並びに文化一般に関し知識経験を有する者	教育長職務代理	西 山 忠 文	
	スポーツ協会会長	里 見 誠	
7号 前各号のほか町長が必要と認める者	総務教育常任委員会委員長	村 田 徹 也	
	経済観光常任委員会委員長	井 上 悟 史	
	区長会長	大 島 瑠美子	
	ものづくり大学大学院教授	田 尻 要	
	公募委員	小 林 則 一	

4 長瀬町総合振興計画策定委員会等の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長瀬町総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)策定のための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総合振興計画の策定等に関する部会として、長瀬町総合振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)及び長瀬町総合振興計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合振興計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合振興計画の最終的な総合調整及び策定に関すること。
- (3) 総合振興計画の策定に際し、町民の意見を聴取すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会の構成員は、別表に掲げるとおりとし、町長が任命する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は副町長とし、副委員長は企画財政課長をもって充てる。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(プロジェクトチームの事務)

第6条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に必要な資料を収集するとともに、必要な事項を調査・研究すること。
- (2) 総合振興計画及び国土利用計画の原案を作成すること。
- (3) 必要がある場合は、プロジェクトチームに属さない職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 第1号及び第2号に定める事項についての結果を委員会に報告すること。
- (5) その他、必要と認められる事項に関すること。

(プロジェクトチームの構成)

第7条 プロジェクトチームの構成員は、町職員の中から町長が任命する。

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

(部会)

第8条 プロジェクトチームに、次の部会を置くことができる。

- (1) 生活基盤部会
- (2) 保健・福祉部会
- (3) 産業経済部会
- (4) 人口・土地利用部会
- (5) 教育・文化部会
- (6) 行政・管理部会

2 部会の所掌事務は、プロジェクトチームにおいて定める。

3 各部会に、リーダー1名を置き、部会の委員の互選により定めるものとする。

4 各部会の調整を図るため、プロジェクトチーム全員による会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及びプロジェクトチームの庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 5年11月18日から施行する。

この要綱は、平成11年 5月 6日から施行する。

この要綱は、平成18年 5月10日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 4月28日から施行する。

この要綱は、令和 3年 6月29日から施行する。

別表(第4条第1項関係)

副 町 長	教 育 長	総 務 課 長	企画財政課長
税務会計課長	町 民 課 長	健康福祉課長	産業観光課長
建 設 課 長	議 会 事 務 局 長	教 育 次 長	

総合振興計画策定委員会委員

No.	職名	氏名	備考
1	副町長	齊藤英夫	委員長
2	教育長	野口清	
3	総務課長	福島賢一	
4	企画財政課長	大栗徹	副委員長
5	税務課長	福島俊晴	
6	町民課長	玉川真	
7	健康福祉課長	中畝康雄	
8	産業観光課長	相馬孝好	
9	建設課長	若林智	
10	議会事務局長	朽原秀樹	
11	教育委員会次長	内田千栄子	

総合振興計画策定プロジェクトチーム委員名簿

No.	職名	氏名	備考
1	総務課主任	岩田優祐	
2	企画財政課主任	近藤美德	
3	税務会計課主査	小泉則子	
4	町民課主任	坂上智子	
5	健康福祉課主任	長谷部洋平	
6	健康福祉課主事	黒沢美穂	
7	産業観光課主任	浅見孝典	サブチームリーダー
8	建設課主査	里見清明	チームリーダー
9	教育委員会主査	秋山美由紀	
10	教育委員会主任	小川竜太	

※事務局

企画財政課	課長	大栗	徹
〃	主幹	常木	真人

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

5 計画策定経過

年 月 日	内 容
令和3年7月15日	第1回長瀬町総合振興計画策定委員会 ○策定方針案の検討 ○住民アンケート票の検討
8月～ 9月	町民アンケートの実施 各課ヒアリング
9月27日	第2回長瀬町総合振興計画策定委員会 ○前期基本計画の進捗状況 ○総合戦略の進捗状況
9月28日	第1回長瀬町総合振興計画審議会 ○後期基本計画等策定について
11月19日	第1回プロジェクトチーム ○重点プロジェクト、総合戦略の検討 ○後期基本計画素案について
11月29日	第3回長瀬町総合振興計画策定委員会 ○後期基本計画素案の検討
12月 7日	第2回プロジェクトチーム ○重点プロジェクト、総合戦略の検討
12月13日	第2回長瀬町総合振興計画審議会 ○後期基本計画素案について
令和4年1月13日	第3回プロジェクトチーム ○重点プロジェクト、総合戦略の検討
1月24日	第4回長瀬町総合振興計画策定委員会 ○後期基本計画素案、重点プロジェクトについて
1月28日	第5回長瀬町総合振興計画策定委員会 ○重点プロジェクトについて
2月 2日	第3回長瀬町総合振興計画審議会 ○後期基本計画素案について
2月 4日	パブリックコメントの実施(2月18日まで)
2月28日	第4回長瀬町総合振興計画審議会 ○答申
3月 4日	町議会全員協議会

6 第5次長瀬町総合振興計画基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

第1節 まちづくりの基本理念

人口減少時代に突入した今、持続可能なまちづくりを実現するために、第4次総合振興計画における「はつらつ長瀬」、「人も社会も自然もすべてが健康で、はつらつとしている長瀬をつくろう」の考え方を継承しつつ、「いつまでも暮らしたいまち」、「いつまでも活力のあるまち」、「いつまでも輝き続けるまち」を目指します。

また、本計画の愛称「はつらつ長瀬プラン」は、まちづくりのキャッチフレーズである「はつらつ長瀬」を実現していくための総合振興計画であることから、そのまま本計画の呼称として引き続き活用します。

まちづくりの基本理念



人の健康	心も身体もはつらつとした人であふれるまちをつくろう
社会の健康	組織や団体が健全に機能するまちをつくろう
自然の健康	環境との調和のとれたまちをつくろう

第2節 具体的なまちの姿

長瀬町の将来像をより具体化させた10年後のまちの姿を定めます。

◆いつまでも暮らしたいまち

町民にいつまでも長瀬町に住み続けてもらうには、生活環境、地域コミュニティ、福祉などの施策を充実させ、生活する上で魅力あるまちにしていくとともに、次代を担う世代が長瀬町に愛着を持つことができるようなまちにしていくことが重要となります。

そのため、町民の様々な不安の解消に努めるとともに、次代を担う人づくりに取り組むことにより、将来への明るい希望を生みだし、多世代が「いつまでも暮らしたいまち」を目指します。

◆いつまでも活力のあるまち

長瀬町は、豊かな自然環境、名勝及び天然記念物「長瀬」の岩畳、桜や文化財など、古くから根付く地域資源をもとに、観光をはじめとした産業を中心に発展を遂げてきました。

しかし、現在では長引く景気の低迷や人口減少に伴う産業人口の減少などにより産業の衰退が深刻化しています。

そのため、地域の活力を維持・活性化し、地域経済を支える産業の振興や地域特性を活かした新しい産業の育成に取り組み、多様な雇用を生み出すとともに、働きやすい環境を整備することにより、地域特性を活かし「いつまでも活力のあるまち」を目指します。

◆いつまでも輝き続けるまち

長瀬町では人口が減少が進み、今後も人口が減少していくことが避けられない状況となっている中で、地域の活力やコミュニティの存続、地域経済や町の財政基盤など、様々な面での影響が懸念されています。

そのため、今後も人口が減少していくことを前提としながらも、その減少率を最小に抑え、急激な人口減少に歯止めをかけることができるよう、町民と行政が連携・協働し、定住促進をはじめ、就業の場の確保や町の魅力を高める施策を総合的かつ戦略的に展開することにより、誰もが「いつまでも輝き続けるまち」を目指します。

第2章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口

長瀬町では、平成2年に「長瀬町人口ビジョン」を策定し、平成22年の国勢調査結果に基づきながら、平成72年(2060年)までの人口展望を示しました。

しかし、平成28年に公表された平成27年国勢調査の結果では、既にその人口展望を下回って推移しており、人口ビジョンで示した人口規模を維持することが現実的に難しくなっています。

そのため、平成27年の国勢調査の結果をもとに、政策による自然増加と社会増加を見込んだ推計を行い、その結果を踏まえ、本構想においては、構想最終年度にあたる平成38年に約7,000人の人口規模の維持を目指すものとします。

第2節 土地利用の考え方

長瀬町の地形や生活環境、歴史や文化など、それぞれの地域特性を活かしながら、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らすことができ、豊かな自然環境、活力のある産業活動が調和した魅力あるまちづくりを進めていくために、土地利用の考え方を定めます。

町土の地域別整備の基本方針

地域別	内容
住宅地域	良好な居住環境の確保を目的として、住宅が高密度に形成されている地区に対して、生活関連施設整備と居住用地の確保を図ります。
森林地域	森林の保護育成を図り、生産性を高めるとともに、災害の防止、自然環境・自然景観の保全について十分に配慮し、レクリエーション利用の場としての活用を含めて、必要な森林の確保に努めます。
農業地域	農業の振興を図るために、計画的な土地利用に配慮し、必要な農用地の確保に努めます。
名勝及び天然記念物「長瀨」地域	恵まれた自然を保全し、多様な生態系の維持を図り、自然とのふれあいの場として活用する場合には、十分な配慮を行う必要があります。
農村地域工業等導入地域	農村地域での雇用機会を増大するため、優良企業の誘致に努めるとともに、地元住民の雇用を要請していきます。 また、公害の発生防止に留意するとともに、自然環境の保全、生活環境の整備についても配慮していきます。
観光、レクリエーション地域	自然環境に十分配慮し、各種施設の整備・充実を図り、道路や上下水道、公衆トイレ、案内板、ゴミ処理施策などを併せた、きめ細かな対策を図ります。

土地利用概略図



総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

第3節 施策の大綱

基本理念の実現に向け、5つの視点を踏まえたまちづくりを推進します。

1 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち

町民一人ひとりが、その生涯を通して自分らしくいきいきとした人生を送れるよう、保健・医療・福祉の施策を拡充します。

また、町民が思いやりを持って互いに支え合うことができる福祉社会を実現します。

2 活力を生み出すまち

長瀬町固有の地域特性を活かした観光業や商業・サービス業の推進を図るとともに、農業については、経営の安定性、生産性の向上に努めるほか、農商工連携や地産地消の拡大による振興を図ります。

また、全ての産業を活性化し、雇用の場を確保するとともに、6次産業等の地域資源を活かした長瀬ブランドを確立し、活力のあるまちづくりに努めます。

3 安心して快適に生活できるまち

町民が、安心して快適に生活できるまちを実現するため、防災・防犯体制の整備や生活空間の整備を推進します。

また、町固有の豊かな自然環境との調和を図りながらまちづくりを進めるとともに、地球規模での環境問題の解決に貢献するため、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

4 一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち

次代の担い手である子どもが、個性と創造性を備え自立した人間として成長できるよう、学校と家庭や地域社会が連携しながら子どもの育成を図ります。

また、全ての町民が生涯にわたって主体的に文化、芸術、スポーツなどを学習できるような環境を整備し、郷土に誇りと愛着を持てるまちづくりを進めるとともに、お互いを認め合い、尊重する心を育みます。

5 町民と行政との協働によってつくるまち

多様化・高度化する住民ニーズに対して的確かつ迅速に対応するため、効果的で効率的な行政運営を推進するとともに、財源の確保を図り、長期的な視点を踏まえて適正な財政運営に努めます。

また、近隣市町村との連携を高め、国、県、関係機関との協調も図りながら、町民、事業者、行政のパートナーシップのもと、地方自治の確立に努めます。

7 第5次総合振興計画前期基本計画の施策指標の達成状況

大綱1 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち

1-1 親子が明るく暮らせるまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成26年)	実績値 (令和元年)	目標値 (令和元年)
合計特殊出生率	—	1.08	0.48	1.40

資料:埼玉県

1-4 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
ボランティア登録者(個人)	人	4	16	50
	団体	5	6	7
ボランティア登録者(団体)	人	65	67	100

注) ボランティア登録者(個人)の令和2年度実績値16人の内訳
災害時ボランティア10人、その他6人

資料:長瀬町社会福祉協議会

1-5 誰もが健康で暮らせるまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
特定健診受診率	%	34.3	35.0	60.0

注) 令和2年度の値は暫定値

資料:健康福祉課

大綱2 活力を生み出すまち

2-1 地域の魅力を活かした観光地づくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年)	実績値 (令和2年)	目標値 (令和2年)
観光入込客数	人	2,749,471	1,865,280	2,800,000

資料:埼玉県

2-2 いのちを守り育む食と農の創造

施 標 名	単 位	当初値 (平成28年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
新規就農事業者数(累計)	事業者	—	1	3
「長瀬ブランド」開発商品(累計)	件	1	1	2

資料:産業観光課

総
論

大
綱
1

大
綱
2

大
綱
3

大
綱
4

大
綱
5

重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

資
料
編

2-3 地域に活力をもたらす商工業の推進

施 標 名	単 位	当初値 (平成28年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
経営革新計画申請者数(累計)	件	10	31	25

資料:産業観光課

大綱3 安心して快適に生活できるまち

3-1 地域でともに助け合う安全なまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
消防団員数	人	105 (平成28年度)	100	110
地域防災拠点の整備(累計)	か所	—	1	1
交通事故発生件数	件	20	16	15

資料:総務課

3-2 自然と調和した便利で快適なまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成28年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
地域拠点整備件数	件	—	—	1

資料:産業観光課

施 標 名	単 位	当初値 (平成28年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
公園の数(累計)	か所	1	5	4

資料:建設課

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
定住促進事業住宅取得奨励 補助事業申請件数	件	15	12	20

資料:企画財政課

3-3 安全で安心な生活基盤を備えたまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成28年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度)
町道舗装率	%	40.5	41.3	43.0

資料:建設課

大綱4 一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち

4-1 次代を担う子どもを育むまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成28年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和3年度)
全国学力・学習状況 調査の全国平均との 比較	小学校 (6年)	国語A 97.7 B 90.0 算数A 93.9 B 98.7	国語 109.7 算数 108.1	国語 100.0 算数 100.0
	中学校 (3年)	国語A 100.5 B 103.6 数学A 93.6 B 95.5	国語 103.0 数学 93.6 英語 107.1	国語 100.0 数学 100.0 (英語 なし)
青少年健全育成団体数(累計)	団体	1	1	2

注) 全国学力・学習状況調査の全国平均との比較は、令和元年度よりA・B問題統合
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、結果は非公開のため、
実績値は令和元年度となっている

4-2 身近な交流と生きがいがあるまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
中央公民館の利用者数	人	27,681	9,341	28,000
スポーツ教室参加人数	人	155	46	200
郷土芸能を継承している団体数 (累計)	団体	2	2	3

資料:教育委員会

4-3 人権を尊重し合うまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成28年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
男女共同参画出前セミナー(年間)	回	-	-	2

資料:総務課

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和2年度)
人権教育研修会・講演会の参加 人数	人	170	110	200

注) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止したため、
実績値は令和元年度の値を使用

資料:総務課

総
論

大
綱
1

大
綱
2

大
綱
3

大
綱
4

大
綱
5

重
点
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト

資
料
編

大綱5 町民と行政との協働によってつくるまち

5-1 町民視点に立ったまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
町ホームページへのアクセス件数	件	245,000	578,579	277,000

資料:企画財政課

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
地域振興対策事業申請件数	件	5	6	10

資料:総務課

5-2 健全な財政運営によるまちづくり

施 標 名	単 位	当初値 (平成27年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
ふるさと納税寄附金額(年間)	万円	88	1,331	2,000

資料:企画財政課

8 用語説明

行	用語	説明
あ	アウトドア	屋外で行う野外活動の総称。
	アウトレットモール	主にメーカー品や高級ブランド品を低価格で販売する複数の店舗を一か所に集めモールを形成したショッピングセンターのこと。
	アクセシビリティ	利用のしやすさ、近づきやすさ、便利であること。
	アクティビティ	旅行先での体を使ったさまざまな遊びなどの活動。
	インバウンド	外国人の訪日旅行。
	インフラ	公共施設、ガス、水道、道路、線路、電話、電気など日常生活を支えているもの。
	AI(人工知能)	人工知能(Artificial Intelligence)の略称。コンピューターの性能の向上による、コンピューター自らの「学ぶ」技術。
	SNS(エスエヌエス)	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略であり、登録した利用者同士が交流できる会員制サービスのこと。
	SDGs(エス・ディー・ジェズ)	持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
	LGBTQ(性的マイノリティ)	L:レズビアン(女性同性愛者)、G:ゲイ(男性同性愛者)、B:バイセクシュアル(両性愛者)、T:トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、Q:クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。
オンライン化	パソコンやスマートフォンなどの電子機器がインターネットに接続された状態。	
か	GIGA(ギガ)スクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する。これまでの教育実践と最先端の情報通信技術のベストミックスにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すこと。
	ケアラー	高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者であり、そのうち18歳未満の方がヤングケアラー。
	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

行	用語	説明
		的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
	子育てコンシェルジュ	子どもの年齢や子育てのニーズに応じて適切なサービスが利用できるよう、子育てに関する相談や情報提供を行う。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
	コラボレーション	「協力」「協同」「共同研究」の意味で、「合作」や「協力関係」を指す。
	コンテンツ	映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたものやプログラムで、人の創造的活動により生み出されるもののうち、教養また娯楽の範囲に属するもの。
さ	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
	ジュニアリーダー	地域活動を行う青少年。
	将来負担比率	地方公共団体における標準財政規模のうち、地方債現在高や退職手当の支給予定額などから充当可能基金や基準財政需要額を引いた将来負担予定額がどのくらいあるかを測る指標。数値が大きいほど良くない指標であり、国が決めた基準では、350%以上となると、法律により健全化が必要な市町村とされる。
	スクールガードリーダー	学校や児童の安全に関わる活動を行う町から委嘱された警察官OBや教員OB等のこと。
	生活支援コーディネーター	生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役になる者。
た	タウンプロモーション	町の魅力や施策・情報を町内の方だけでなく、町外の方にも広く発信し、町を知ってもらう活動。
	ツーリズム	楽しみを目的とする旅行。他地域の風景、文物等を見たり体験したりすること。

行	用語	説明
	DX(デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。
	デマンド乗り合いタクシー	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。
	DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
	テレワーク	「Tele(テレ)=離れた」と「Work(ワーク)=働く」を合わせた造語で、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。
	特定空家	空き家等対策の推進に関する特別措置法では、「空家等」の定義を「居住その他の使用がなされていないことが状態である建築物とその敷地」とし、「特定空家等」とは、その中でも「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」としている。
は	ハザードマップ	防災に関する各種知識や水害リスク情報図など最新の災害情報を住民に提供し、災害に対する事前の備えに役立つもの。
	パブリックコメント	公的な機関が規則の制定や計画の策定などをする際に、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続き。
	ブランド	消費者の中で他と区別するためにできあがるイメージの総体。
	フリーWi-Fi(ワイファイ)	公共の場所、あるいはコンビニ、カフェなどの店内で誰でも利用できるよう無料で提供されたWi-Fiスポット。公衆無線LAN、無料Wi-Fiスポットなどと呼ばれることもある。
	ポータルサイト	インターネットを利用して目的の情報に行き着くため、閲覧者が最初にアクセスする入口の役割をもったホームページ。
ま	マイナンバーカード	住民の申請により無料で交付されるカードで、本人確認のための本人確認書類として利用できるほか、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用。
	マーケティング	企業などにおいて、顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための考え方。
	モニターツアー	旅行費用の一部を負担することを条件に一般の方を募集し、旅行内容などについての調査報告をしてもらうこと。
や	ヤングケアラー	18歳未満の方で、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して無償で介

総論

大綱1

大綱2

大綱3

大綱4

大綱5

重点プロジェクト

資料編

行	用語	説明
		護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。
	有価物	再生利用の可能な古紙、金属類、空き瓶類。
	UJI(ユー・ジェイ・アイ)ターン	Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。
	ユニバーサルデザイン	すべての人が使いやすい施設やモノを創っていこうという活動。
ら	ランドマーク	景観や風景の目印や象徴となる歴史的、文化的に価値のある建造物、記念物、町並み、領域の境界を示す境界標など。
わ	ワークショップ	学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。司会進行役を中心に参加者全員が自発的に作業や発言をおこなえる形態。

はつらつ長瀬プラン
第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画
第2期長瀬町人口ビジョン
第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略
<令和4年度～令和8年度>

発行／長瀬町 発行日／令和4年3月 編集／長瀬町企画財政課
〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
電話 0494(66)3111 ファックス 0494(66)0894



長 瀨 町

